

資料 2

第4章 分野別施策 (イメージ)

※現在調整中

O

O

第1節 分野別施策の基本的考え方

- 基本目標や将来のあるべき姿の実現のため、「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野において、それぞれ将来像を示すとともに、県が着実に推進していく幅広い分野の施策を体系化し、施策の基本的方向性を明らかにしています。
- この計画に記載する施策の具体的な展開及び数値目標などについては、4年間の実行計画である「アクションプラン」や部門別計画で明らかにしています。

第2節 分野別施策の体系

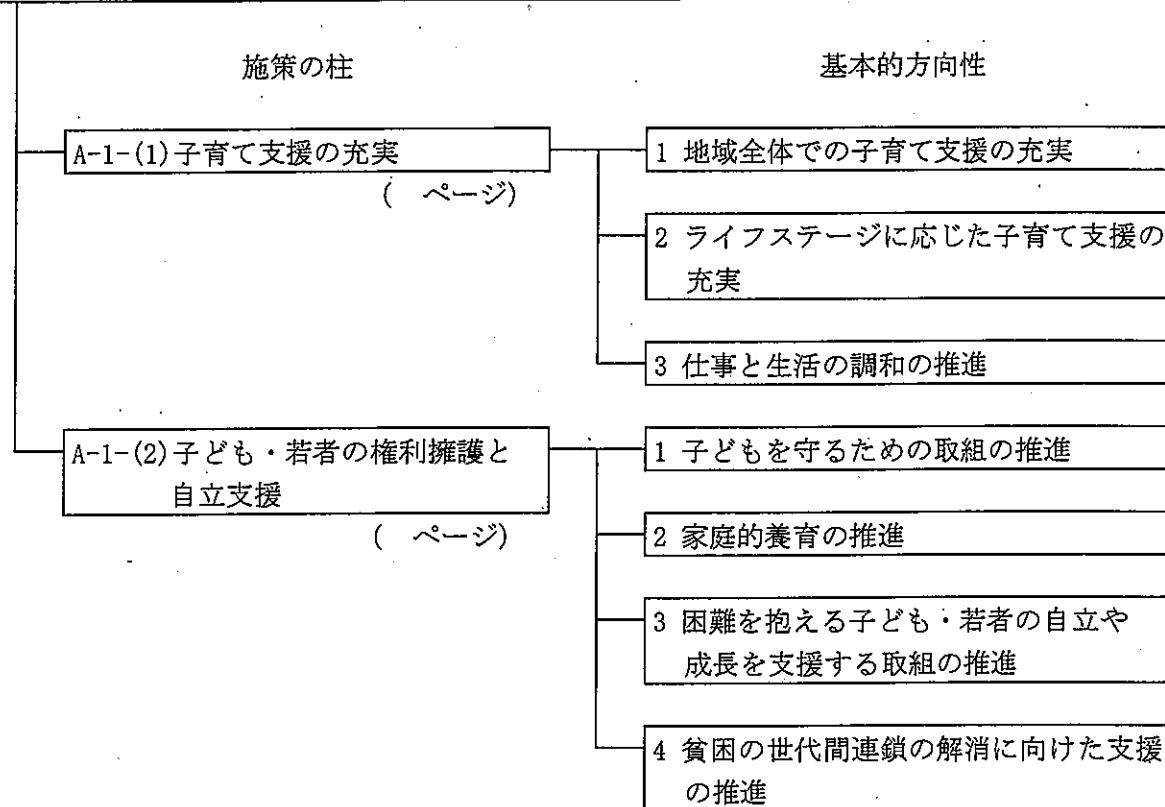
| 分野 | 将来像 | 施策の柱 |
|-----------------------|-----------------------------------|---|
| A 人づくり (ページ) | 1 安心して子どもを生み、 育てられる社会 | (1)子育て支援の充実 (2)子ども・若者の権利擁護と自立支援 |
| | 2 未来を担う人財が育つ社 会 | (1)県民総ぐるみによる教育の推進 (2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進 (3)宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進 (4)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実 |
| | 3 生涯を通じて学び、文化 ・スポーツに親しむ社会 | (1)生涯学習の振興 (2)文化の振興 (3)スポーツの振興 |
| | 4 多様な主体が参加し、一 人ひとりが尊重される社 会 | (1)男女共同参画社会の推進 (2)高齢者が活躍する社会の推進 (3)N P Oや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進 (4)国際化への対応 (5)人権意識の高揚と差別意識の解消 |
| | 1 生き生きと暮らせる健康 ・福祉の社会 | (1)健康づくりの推進 (2)みんなで支え合う福祉社会の推進 (3)医療提供体制の充実 |
| | 2 自然との共生と環境にや さしい社会 | (1)低炭素・循環型社会への転換 (2)良好な自然環境・生活環境の保全 (3)環境にやさしい社会の基盤づくり |
| | 3 安心して生活できる社会 | (1)安心で快適な生活環境の確保 (2)快適で人にやさしい生活・空間づくり (3)地域交通の確保 (4)I C Tやデータの利活用及び情報通信基盤の充実 (5)持続可能な中山間地域づくり (6)連携・きずなの構築による魅力ある地域づくり |
| | 4 安全な暮らしが確保され る社会 | (1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり (2)安全で安心な県土づくり (3)安全で安心なまちづくり (4)交通安全対策の推進 |
| | 1 多様な連携により新たな 産業が展開される社会 | (1)産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開 (2)社会的な課題への対応 |
| | 2 魅力ある農林水産業が展 開される社会 | (1)農業の成長産業化への挑戦 (2)持続可能な森林・林業の振興 (3)水産業の振興 |
| B くらしづくり (ページ) | 3 創造性のある工業・商業・ サービス業が営まれる社会 | (1)工業の振興 (2)商業・サービス業の振興 |
| | 4 活発な観光・交流による 活力ある社会 | (1)観光の振興 (2)県境を越えた交流・連携の推進 |
| | 5 経済・交流を支える基盤 が整った社会 | (1)地域や企業を支える産業人財の育成・確保 (2)就業支援と職場環境整備 (3)交通・物流ネットワークの整備・充実 |
| | | |
| | | |

第3節 分野別施策の内容

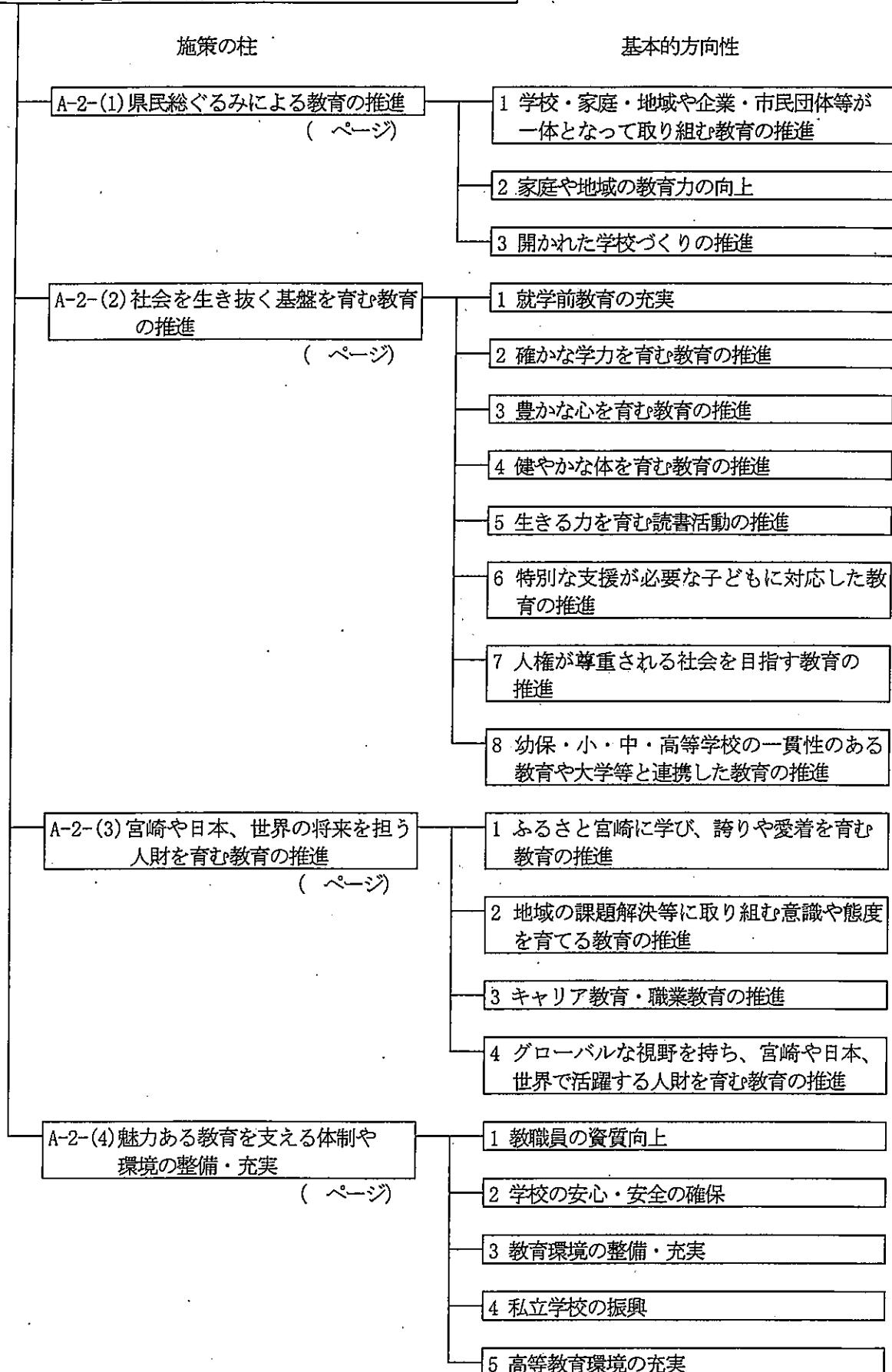
■施策の体系■

A 人づくり

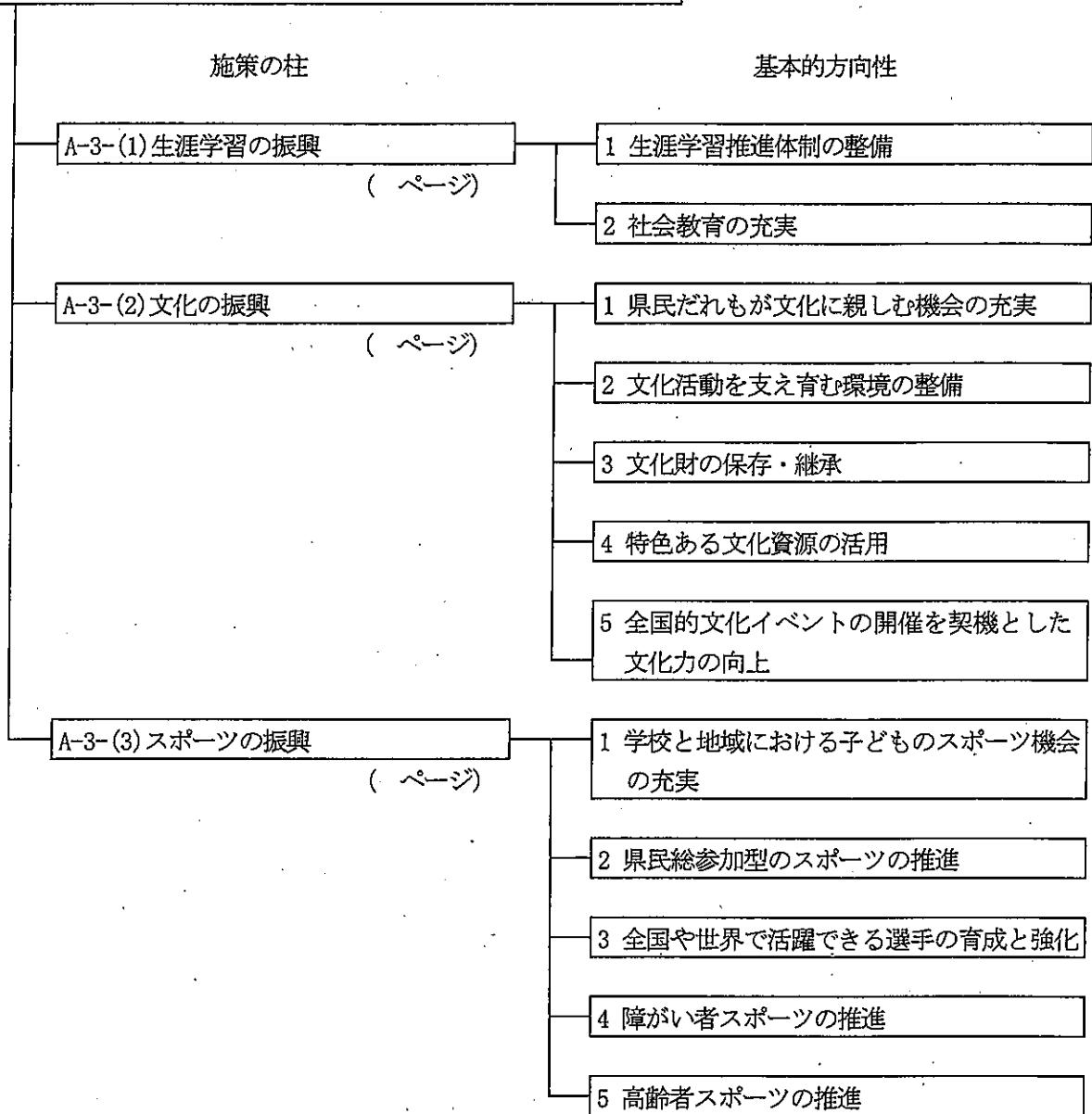
A-1 安心して子どもを生み、育てられる社会



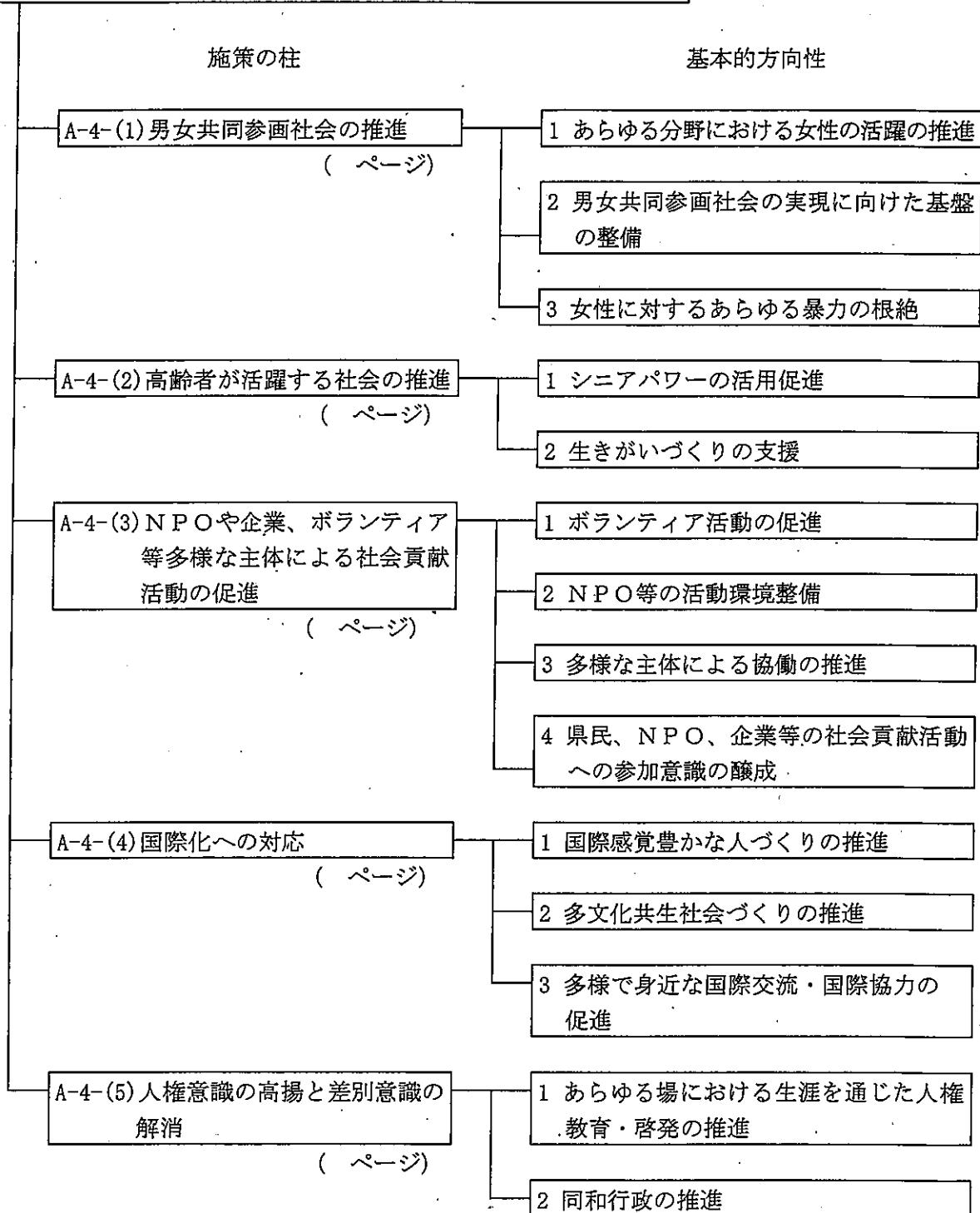
A-2 未来を担う人財が育つ社会



A-3 生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会



A-4 多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会



施策の柱 A-1-(1) 子育て支援の充実

① 将来予測と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、さらには、未婚・晩婚化等により、少子化が進んでいます。本県の合計特殊出生率は、平成17年の1.48を底に上昇に転じ、全国平均に比べても高い水準にありますが、人口維持に必要とされる水準（2.07）には及んでいません。
- 少子化に歯止めをかけるためには、「地域」、「ライフステージ」、「仕事と生活の調和」という視点から子育て支援の充実を図ることが必要です。

② 目指す将来像

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

③ 基本的方向性

1 地域全体での子育て支援の充実

県民全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成や、地域の絆づくりを推進するなど、地域の「子育て力」の強化を図るとともに、子育て支援事業の拡充や子育てに適した安全安心なまちづくりを推進します。

2 ライフステージに応じた子育て支援の充実

安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備や質の高い幼児教育・保育等の提供を図るとともに、小児医療体制や思春期保健対策等の充実による子どもの健康の確保に努めます。

3 仕事と生活の調和の推進

職場環境の改善など、仕事と家庭の両立に向けた働き方の見直しを促進するとともに、男女が共に子育てに参加しやすい環境づくり、性別役割分担意識の解消等のための広報・啓発活動を推進します。

施策の柱 A-1-(2) 子ども・若者の権利擁護と自立支援

1 将来予測と課題

- 少子化や核家族化、都市化等により地域や家庭における教育や子どもの養育機能が低下しています。また、今後とも増加が見込まれるひとり親家庭等に対する自立のための就業支援や子育て・生活支援等も必要です。
- 児童虐待をはじめ子どもが被害者となる事件の増加、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境の一層の悪化が懸念されます。地域全体で子どもの保護や困難を抱える若者の自立に取り組んでいくことが求められています。

2 目指す将来像

- 多様な家族スタイルに対する支援が行われ、子どもが健やかに育つための環境が整った社会
- 地域のネットワークによる児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者への自立支援など、子ども・若者の保護と自立支援に社会全体で取り組む社会
- 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援が行われ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会

3 基本的方針性

1 子どもを守るために取組の推進

地域ネットワークによる児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、青少年の非行防止・有害環境浄化活動など、子どもが犯罪被害や非行に関わることなく健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

2 社会的養育の推進

家庭における養育が困難又は適当でない要保護児童に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境で養育がなされるよう里親等委託の推進に取り組みます。また、できる限り良好な家庭的環境で養育がなされるよう、児童養護施設の小規模化かつ地域分散化等の取組を推進します。

3 困難を抱える子ども・若者の自立や成長を支援する取組の推進

修学や就業のいずれもしていないなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもや若者が社会の一員として自立し成長できるよう、社会全体による支援の取組を推進します。

4 貧困の世代間連鎖の解消に向けた支援の推進

子どもの養育や就業、経済的不安等の様々な問題を抱えているひとり親家庭等に対し、市町村等関係機関と連携し、自立のための就業支援や子育て・生活支援等に取り組みます。

施策の柱 A-2-(1) 県民総ぐるみによる教育の推進

1 将来予測と課題

- 少子化や核家族化、都市化等の社会の変化に伴い、地域と子どもとの関わりの希薄化、家庭や地域の教育力の低下などにより、社会全体で子どもたちを育む力の低下が懸念されます。
- そこで、子どもたちが将来の夢や目標を持ち、たくましく生きていくためには、家庭や学校、地域の大一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚を高め、また子どものよきモデルやよき支援者として、それぞれの役割をしっかりと果たすなど、子どもの教育に、これまで以上に積極的に関わり、社会全体で子どもたちを育むことが必要となっています。

2 目指す将来像

- 子どもたちを取り巻く大人一人ひとりが、それぞれの役割をしっかりと果たしながら積極的に子どもたちの教育に関わるとともに、保護者や地域住民、教職員のほか、地域や企業、市民団体等の連携・協働による県民総ぐるみによる教育が進められる社会
- 子どもたちが将来の夢や希望、目標をしっかりと持ち、その実現に向けて挑戦したり、力強く成長している社会

3 基本的方向性

1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進

学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となった県民総ぐるみによる運動の推進や、教育支援のための地域のネットワークの構築・充実・強化を図ります。

2 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育や社会教育の重要性についての意識啓発や情報提供、学習機会の充実や子育てに関する相談・支援体制等の整備などにより、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

3 開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民に対する積極的な情報発信や学校評価などの充実により、学校運営の工夫・改善を図りながら、地域住民等との連携・協働による地域に開かれた学校づくりを推進します。

施策の柱**A-2-(2) 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進****1 将来予測と課題**

- 核家族化や少子高齢化などの社会の変化や、集団での遊びの減少などの子どもたちの生活の変化に伴い、子どもたちにコミュニケーション能力や競い合う力、多様なものの見方や考え方等が十分に育たないことが懸念されています。

このため、野外での遊びや直接体験などの充実を図るとともに、子どもたちに、基本的な生活習慣やルール・マナー、人や生き物を思いやる心や規範意識等を育てる取組の一層の充実を図ることが必要となっています。また、いじめが社会問題化する中、いじめや不登校の問題等への一層の対策が必要となっています。
- 「知識基盤社会」の本格的な到来が予測される中にあっても、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく主体的、創造的に生きていくことができるよう、基礎的な知識・技能の習得とともにこれらを活用する力や読書習慣の確立など、生涯にわたり学習する基盤を培うことが必要となっています。
- 子どもたちの体力・運動能力の状況は、上昇傾向にあるものの積極的に運動に取り組む子どもとそうでない子どもとの二極化が見られることや、睡眠不足などの生活習慣の乱れや児童生徒を取り巻く食に起因する健康課題も少なくない状況にあります。

このため、幼児期からの継続した体力つくりなどの取組の充実や、子どもたちが食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われる指導の充実・推進が必要となっています。
- 障がいの多様化等が予測される中、障がいのある子どもが、可能な限り、障がいのない子どもと共に学ぶことができるよう配慮するとともに、自立と社会参加を見据え、個別の教育的ニーズに対応した指導を提供できるよう、小・中学校等や特別支援学校における連続性のある多様な学びの場を用意することが必要となっています。
- 今なお、同和問題をはじめとする様々な人権問題が存在するとともに、少子高齢化や国際化、情報化などの社会の変化が一層進む中、新たな人権問題も発生しており、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会づくりに向けた取組の一層の充実が必要となっています。

2 目指す理想の教育

- 学校・家庭・地域の連携や小・中・高等学校等の一貫した教育の充実・推進等により、確かな学力や豊かな心、たくましく生き抜く健康や体力などの生きる力を子どもたちが身に付け、成長する社会

③ 豊かな方向性

1 就学前教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期にある就学前教育の子どもたちに対し、望ましい教育環境を提供するため、認定こども園、幼稚園や保育所における教育・保育の充実や、教員・保育士の資質の向上を図るとともに、地域の子育て家庭への支援体制の充実などに取り組みます。

2 確かな学力を育む教育の推進

子どもたちの学力や学習の状況をもとに、基礎学力及び学習習慣の定着、進学支援の充実、教科指導力の向上、実態に応じた授業改善等を推進することにより、本県で学ぶ全ての子どもたちの確かな学力を育みます。

3 豊かな心を育む教育の推進

学校における道徳教育やその推進体制等の充実、子どもたちの自然体験や社会体験活動、交流活動等の推進及び、文化・芸術活動の充実を図るとともに、いじめ防止等に組織的かつ迅速な対応を行う体制の整備に加え、教育相談体制の整備・充実を図り、子どもたちの豊かな心を育みます。

4 健やかな体を育む教育の推進

幼児期からの体力つくりや学校における体力向上対策の推進、子どもたちが自ら作った弁当を持参する「みやざき弁当の日」の取組など、家庭や地域と連携した食育や健康・安全教育の推進等を通して、子どもたちの健やかな体を育みます。

5 生きる力を育む読書活動の推進

子どもたちの発達の段階や学校の実態に応じ、一斉読書の取組や学校図書館を活用した学習活動等を通して、子どもたちの読書に親しむ態度や読書習慣を身に付ける教育を推進します。

6 特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進

特別な支援が必要な子どもの確かな成長と可能性を追求するため、特別支援学校において、個々のニーズに対応したきめ細かで専門性の高い教育を推進します。小・中・高等学校等の発達障がいを含む全ての障がいのある子どもが、医療や福祉との緊密な連携のもと、実態や特性に応じて早期からの一貫した支援を受けることができるよう、多様な学びに応じた支援体制の構築を図ります。

7 人権が尊重される社会を目指す教育の推進

人権教育の推進により、一人ひとりが人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会づくりを進めます。

8 幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育や大学等と連携した教育の推進

各学校における現状や課題等について異校種間で共通理解するとともに、異校種間における児童生徒・教員の交流や指導方法の工夫改善等を通して、幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育の推進や大学等との円滑な連携・接続を図り、確かな学力や豊かな人間性を育みます。

施策の柱**A-2-(3) 宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進****1 将来予測と課題**

- 高度情報化や人口減少などにより、地域における結びつきや連帯感の希薄化、地域にある「人・もの・こと」に直接触れる機会が減少していくことが懸念されており、郷土宮崎への誇りと愛着を育てるとともに、地域社会の一員としての自覚を高め、適正に義務を果たし権利行使しつつ地域課題の解決に主体的に取り組む意識や態度等を育てることが必要となっています。
- 地域との結びつきの低下に加え、将来に向けた目的意識や勤労観・職業観の低下が懸念されるとともに、地域の将来の産業を支える人財が不足するなど、地域活力が低下していくことが懸念されます。
このため、今後想定される、更なる高度情報化や技術革新、産業構造の変化等に柔軟に対応し、地域の企業や産業を支え、職業人として自立できる幅広い職業能力・資質を備えた人財の育成が求められています。
- グローバル化や高度情報化の進展等の社会の変化が一層進むことが予測される中で、社会の変化に対応し、社会を支える人財を育成するため、豊かな国際感覚やコミュニケーション能力、創造性やチャレンジ精神など、社会の中で活躍できるために必要な知識・技能を身に付ける教育の充実が求められています。

2 目指す将来像

- 郷土に対する理解や誇り、愛着を持つとともに、地域課題の解決に主体的に取り組む意識や態度、職業人として必要な技術・技能等を身に付け、地域社会や地域産業の将来を支える人財が育つ社会
- グローバル化や高度情報化の進展等の社会の変化に対応した広い視野や豊かな表現力、挑戦する気概などを持って、地域や産業の将来を創造していく人財が育つ社会

3 基本的方向性**1 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進**

ふるさと学習や体験活動等の充実、地域の人財や文化財の活用等を通して、子どもたちに、地域に対する理解を深めるとともに地域への関心を高めさせ、ふるさと宮崎への誇りや愛着を育みます。

2 地域の課題解決等に取り組む意識や態度を育てる教育の推進

各教科等における学習の工夫や地域活動等への積極的な参加などを通して、子どもたちが、地域社会の一員としての自覚を持ち、適正に義務を果たし権利行使しつつ地域の課題解決や発展に主体的に取り組み貢献しようとする意識や態度（市民性⁹）を育てる教育を推進します。

*9 市民性：地域社会の一員としての自覚を持ち、適正に義務を果たし権利行使しつつ地域の課題解決や発展に主体的に取組貢献しようとする意識や態度のこと。

3 キャリア教育・職業教育の推進

発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進や、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な活動及び体験的・実践的な学習等の充実により、子どもたちに、将来に向けての目的意識や勤労観・職業観、及び必要な知識や技能を身に付けさせます。

4 グローバルな視野を持ち、宮崎や日本、世界で活躍する人財を育む教育の推進

高度情報化・技術革新やグローバル化などが進展する中で、子どもたちに、ＩＣＴを適切に利活用する能力や、我が国の伝統と文化を尊重するとともに異文化を理解する態度、豊かな語学力とコミュニケーション能力、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度を育むなど、社会の変化に対応できる教育の推進に取り組みます。

施策の柱**A-2-(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実****1 将来予測と課題**

- 次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るために、確かな学力や豊かな心などの生きる力を育成するとともに、いじめや不登校、障がいのある子どもへの合理的配慮の提供など、学校教育をめぐる様々な課題に適切に対応できる優れた資質を備えた魅力ある教職員の確保と育成が必要となっています。
- 学校は、子どもたちが安心で安全に過ごせる場所であることが前提であり、近年、学校への不審者侵入や登下校中における犯罪などの事件・事故の発生が問題となる中で、地域ぐるみで子どもたちの安全を守り、安心して過ごせる環境を整備することが一層必要となっています。
- 学校施設の経年劣化などが懸念される中、子どもたちが安全な施設で安心して充実した教育を受けられるよう、施設・設備に関する様々な課題に対応していくことが求められています。
- 今後とも教育ニーズの多様化や生涯学習の意識の高まりなどが予測され、それらに対応するため、子どもたちにきめ細かな指導ができる教育環境の整備や修学に係る支援、社会教育施設等の整備・充実等がこれまで以上に求められています。
- 高度情報化や科学技術の一層の進展の中で、高等教育機関においては、人財育成や教育研究機能の充実はもとより、その知的資源を生かした社会貢献への期待が高まっており、こうした多様なニーズに応える魅力ある高等教育環境を整備する必要があります。

2 目指す将来像

- 計画的で効果的な教職員の養成や評価・任用等により、次代を担う子どもたちの健全育成を担う、優れた資質を備えた魅力ある教職員が力を発揮する社会
- 学校や教職員の適正配置、I C T の利活用等により、子どもたちが意欲的に学ぶ環境や高校教育の専門性、多様な教育ニーズに対応した教育が行われる社会
- 子どもたちが安心・安全な教育環境の中で学習できる社会
- 建学の精神に基づく個性豊かな教育を行う私立学校の振興により、子どもたちが多様な教育を受けることができる社会
- 高等教育機関における人財育成、教育研究機能の充実が図られ、その知的資源が地域の社会・産業の活性化に生かされる社会

3 基本的方向性**1 教職員の資質向上**

優れた人財の確保や県教育研修センター等での教職員の専門性向上のための研修等の取組の充実、及び学校の組織力向上のための取組や教職員がその能力を発揮できる環境の整備・充実に取り組みます。

2 学校の安心・安全の確保

教職員の安全意識の高揚と地域ぐるみの学校安全体制の充実、県立学校のバリアフリー化、耐震対策及び老朽化対策の推進などに取り組むとともに、安心で安全な学校づくりを進めます。

3 教育環境の整備・充実

少子化による生徒数減少や特別支援学校の生徒数増加、学びなおし等の多様な教育ニーズ、社会の変化等に対応した魅力と活力ある学校づくりの推進や、教材等の教育環境の整備、子どもたちにきめ細かな指導ができる教育体制の整備、授業や校務でＩＣＴを活用する環境の整備とともに、子どもたちへの修学支援の充実等に取り組みます。

4 私立学校の振興

私立学校の自主性を尊重しつつ、教育環境及び経営の健全性の向上を支援するとともに、保護者負担の軽減に努めます。

5 高等教育環境の充実

高等教育コンソーシアムとの連携・協力や運営支援、高等教育機関が地域と連携して、地域課題等の解決に取り組む事業（地（知）の拠点整備事業（COC事業））への支援などにより、人財育成や教育研究機能の充実、地域貢献活動などの高等教育環境の充実に努めます。

施策の柱 A-3-(1) 生涯学習の振興

1 将来予測と課題

○ 社会活動や経済活動に参加する女性や高齢者が増加する一方で、国際化や高度情報化、科学・技術の進展等により、高度で体系的な知識・技術習得のニーズが高まることが予測されます。

このため、これらのニーズ等に対応した学習機会の充実や、習得した知識や技術等の学習成果を、自ら主体となって、地域や社会の中で生かすことができるような環境の整備・充実を進める必要があります。

2 目指す将来像

社会参加やキャリアアップなど、多様なニーズに対応した学習の機会が提供されるとともに、習得した自らの知識や技術等の学習成果が効果的に社会に還元される社会

3 基本的方向性

1 生涯学習推進体制の整備

学習者が必要とする様々な学習情報をいつでもどこでも入手でき、学習に参加できるように努めるとともに、個人が学習したことにより得られた経験や知識等が社会で発揮できるような体制を整備します。

2 社会教育の充実

県民個々の趣味・教養を充足させるだけでなく、地域の課題解決に取り組む学習や活動を促進するため、社会教育関係団体やNPO、企業等の連携強化や、指導者の養成・確保、社会教育施設の整備・充実等を推進します。

施策の柱 A-3-(2) 文化の振興

1 将来予測と課題

- 文化は、人間の創造力を高めるとともに、個性豊かで活力ある地域づくりにつながるものです。
社会が成熟化し価値観が多様化している中で、人々は「心の豊かさ」を一層求めようになっており、文化の鑑賞や活動等を通じて、生涯にわたり豊かな感性と教養を育むことができる環境づくりが求められます。
- また、県内各地の特色ある文化財や文化資源の保存・継承・活用に積極的に努める必要があります。

2 目指す将来像

県民が様々な機会を通じ文化に親しみ、生涯にわたり豊かな感性と教養を育み、県内各地の文化財や文化資源が保存・継承され積極的に活用されている社会

3 基本的方針性

1 県民だれもが文化に親しむ機会の充実

県民が文化に親しむことができるよう、鑑賞や学習の機会、創作や発表の機会の拡充や、子どもたちが学校や地域の中で文化に触れる機会の拡充を図るとともに、国、地域や世代、ジャンルを超えた文化交流を推進します。

2 文化活動を支え育む環境の整備

文化施設の機能の充実や文化団体等への活動支援、担い手の育成などを通し、文化活動を支え育む環境整備を推進します。

3 文化資源の保存・継承

長い歴史と豊かな風土に培われ、守り伝えられた有形・無形の文化財を保存するとともに、次世代に継承する取組を推進します。

また、県内の神楽のユネスコ無形文化遺産登録や西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群の世界文化遺産登録を目指した活動を推進します。

4 特色ある文化資源の活用

本県ならではの文化を掘り起こし、情報発信する取組を推進するとともに、地域づくりをはじめとした様々な分野において、多様な文化資源の活用を図ります。

5 全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催等を契機として、文化を通した交流を図るとともに、国内外に本県の新たな魅力を発信します。

また、開催後も引き続き文化活動が活発化するような体制を構築することにより、地域における文化力の向上を図ります。

施策の柱**A-3-(3) スポーツの振興****1 将来予測と課題**

- 子どもたちの体力・運動能力の状況は上昇傾向にあるものの、積極的に運動に取り組む子どもとそうでない子どもとの二極化が見られることが課題となっており、幼児期からの継続した体力つくりなど、一層の充実を図る必要があります。
- 昨今、競技志向や楽しみ志向、健康志向など、スポーツのニーズが多様化している中、県民誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりなど、一層の充実が求められています。
- 競技スポーツにおいては、現在、全国規模の大会で安定的に好成績を収めるとここまで至っていないため、小中高一貫した強化体制の構築や優秀な指導者の養成・確保などが必要となっています。一方で、今後、少子化に伴う競技人口の減少や指導者不足により、競技力を維持できない種目が増加することも懸念され、競技の普及や選手の育成強化とともに、指導者の養成確保などの支援体制の充実が必要となっています。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉え、スポーツを通して活躍できる人財の育成に一層取り組む必要があります。
- 各種スポーツ大会への障がい者の参加者数は、年々増加していますが、障がい者スポーツを推進するためには、今後とも、各種スポーツ大会や教室等のイベント開催を促進するとともに、様々な機会を通じた指導者の養成確保などの支援体制の充実が必要となっています。
- 高齢者が生き生きと毎日を送るために、年齢や体力に応じて誰でもスポーツを楽しめる環境づくりを進め、健康を維持するとともに、人と人との豊かな人間関係を培うことで、社会参加を促進していくことが必要です。

2 目指す将来像

- 県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツ活動が生活の一部となる社会
- 本県で育ったトップアスリートが、社会人や大学生として活動する環境が整い、全国大会や国際大会、さらには、オリンピックやパラリンピックで活躍し、県民を元気づけ、子どもたちがスポーツに夢を抱くことができる社会
- 障がい者が気軽にスポーツに親しみ、スポーツ活動が生活の一部となる社会
- 高齢者がスポーツを通じて交流を深め、生きがいを感じられる社会

3 基本的方向性**1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実**

学校体育の充実により運動に親しむ資質と体力を育むとともに、部活動や地域におけるスポーツ機会を充実することで子どもの体力の一層の向上を図ります。

2 県民総参加型のスポーツの推進

「1週間に1回以上、30分以上は運動・スポーツをしよう」を合言葉とする
いちいちさんまる
1130県民運動の推進や「みやざき県民総合スポーツ祭」の工夫・改善、総合
型地域スポーツクラブの設立と育成、スポーツ指導者の養成・確保等を通して、
誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。

3 全国や世界で活躍できる選手の育成と強化

体系的な指導体制の充実と質の高い指導者の養成、競技力を支えるサポート体
制の充実に努め、全国大会やオリンピック、パラリンピックで活躍できるトップ
アスリートの育成を支援します。

4 障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツ指導員やスポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種ス
ポーツ大会や教室を計画的に開催するとともに、障がい者スポーツクラブの活動
を活性化させ、また、指導者の育成・確保に取り組むことにより、より多くの障
がい者がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

5 高齢者スポーツの推進

宮崎ねんりんピックや全国健康福祉祭などの開催を支援するとともに、地域に
おける活動を通じた仲間づくりやリーダーの養成を進め、高齢者の生きがい・健
康づくりや社会参加を促進します。

施策の柱 A-4-(1) 男女共同参画社会の推進

1 将来予測と課題

- 時代の変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、性別にかかわりなく個人の個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが不可欠です。あらゆる分野における女性の参画や固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進する必要があります。
- 人口減少・少子高齢化の進展により社会を支える世代の人口割合が減少していく中で、社会経済を維持していくためには、積極的な女性の社会参画が不可欠です。
就業環境の整備や仕事と生活の両立を支援するなど、男女の多様な働き方を可能にする環境整備が急務であります。
- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、女性に対する暴力の根絶に向けての一層の取組が必要です。

2 目指す将来像

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわりなく、その能力を十分に発揮でき、一人ひとりのライフスタイルに合わせて自分の望む生き方・働き方が選択できる社会

3 基本的方向性

1 あらゆる分野における女性の活躍の推進

就業環境の整備や男性中心型の働き方等の見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域等における男女共同参画を促進し、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習機会の充実や広報・啓発活動を推進します。

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力を容認しない社会環境整備を進めるとともに、被害女性の支援体制の充実を図り、女性に対する暴力の防止と根絶に向けた取組を推進します。

施策の柱 A-4-(2) 高齢者が活躍する社会の推進

1 将来予測と課題

- 労働力人口が減少していく中で、高齢者の大幅な増加に伴い、介護や医療などの社会保障費が大きな負担になることが懸念されます。その一方で、健康で知識や経験等が豊富な高齢者が増加していくことが期待されます。
- 地域社会の活力を維持・増進していくためには、高齢者がそれぞれの体力や能力に応じて社会活動や経済活動に積極的に参加する環境や仕組みを構築することが求められます。

2 目指す将来像

高齢者が社会を支える一員として、その能力や知識・経験を十分に發揮し、生き生きと活躍する社会

3 基本的方針性

1 シニアパワーの活用促進

高齢者の豊富な知識や経験を生かした社会参加・社会貢献活動を促進するため、高齢者団体と多様な主体との連携による活動等により、高齢者自身の生きがい・健康づくりはもとより、地域・社会全体の活性化を図ります。

2 生きがいづくりの支援

老人クラブによる健康づくり、社会奉仕等の活動や、高齢者が自主的に取り組むスポーツ・文化イベントの開催を支援することにより、高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加活動を促進します。

施策の柱

A-4-(3) NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進

1 将来予測と課題

- 人口構造や価値観の変化等に伴い、住民ニーズや地域課題はますます複雑化、多様化していくと考えられます。
- このため、NPOや企業、ボランティア等がそれぞれの特長を生かし、社会の構成員として主体的に社会貢献活動に参画していくことが求められます。

2 目指す将来像

NPOや企業、ボランティア等、多様な主体が積極的に社会貢献活動に参画する社会

3 基本的方向性

1 ボランティア活動の促進

県民が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりに努めるとともに、ボランティアに関する啓発や、活動支援、ボランティアセンター機能の充実等に取り組み、多様なボランティア活動の促進を図ります。

2 NPO等の活動環境整備

社会貢献活動の重要な担い手であるNPO等に対して、組織・運営や資金等の活動基盤の強化、団体間のネットワークづくりへの支援を図ることにより、NPO等が自立的、継続的に活動していく環境整備を進めます。

3 多様な主体による協働の推進

協働について理解を深める研修会、モデル的な協働事業の実施等により、地域課題の解決や地域活性化を図る活動において、NPOをはじめとした多様な主体が協働で行う取組を推進します。

4 県民、NPO、企業等の社会貢献活動への参加意識の醸成

県民に対して、協働やボランティア活動への理解を深め、参加する意識を高めるための取組を進め、また、NPOや企業等と行政による協働を推進するなど、県民等の社会貢献活動に関する意識の醸成に努めます。

施策の柱

A-4-(4) 國際化への対応

1 将来予測と課題

- 少子高齢化の進展による深刻な人手不足から、国においては、外国人受け入れ拡大が真剣に議論されています。また、人の動きや経済の動きこれまで以上に活発となり、グローバル化がますます進展していくことが見込まれます。
- このため、国際感覚豊かな人財を育成していくとともに、増加する外国人住民と、地域で共に生活していくことができるような社会づくりを推進していく必要があります。

2 目指す将来像

一人ひとりがグローバルな視点で物事を考え、多様な文化や価値観等を受け入れており、外国人住民にも暮らしやすい社会

3 基本的方向性

1 國際感覚豊かな人づくりの推進

県民の国際化に対する意識や関心を高め、国際理解の醸成を図るとともに、将来を担う子どもたちへの国際理解教育、外国語教育等を充実させることなどにより、国際感覚豊かな人づくりを進めます。

2 多文化共生社会づくりの推進

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。

3 多様で身近な国際交流・国際協力の促進

アジアをはじめとした地域との相互交流や、留学生をはじめとした外国人住民との身近な国際交流を進めるとともに、関係団体と連携した国際協力を進めます。

施策の柱

A-4-(5) 人権意識の高揚と差別意識の解消

1 将来予測と課題

- 今後、本格的な少子高齢・人口減少時代を迎え、また、人、物、情報などが国境を越えて自由に行き交うボーダレス化・グローバル化も進展することに伴い、県民一人ひとりが個性や違いを尊重し合う意識がますます重要となります。
- また、社会全体の人権意識の高まりとともに人権問題はますます複雑化・多様化しており、人権教育・啓発の一層の充実が必要となります。

2 目指す将来像

年齢や、性別、障がいのあるなし、国籍、性的指向・性自認など、一人ひとりの個性や違いを尊重し合い、一人ひとりが夢や目標を持ち、その力を伸ばし、活躍できる社会

3 基本的方向性

1 あらゆる場における生涯を通じた人権教育・啓発の推進

家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じて、効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

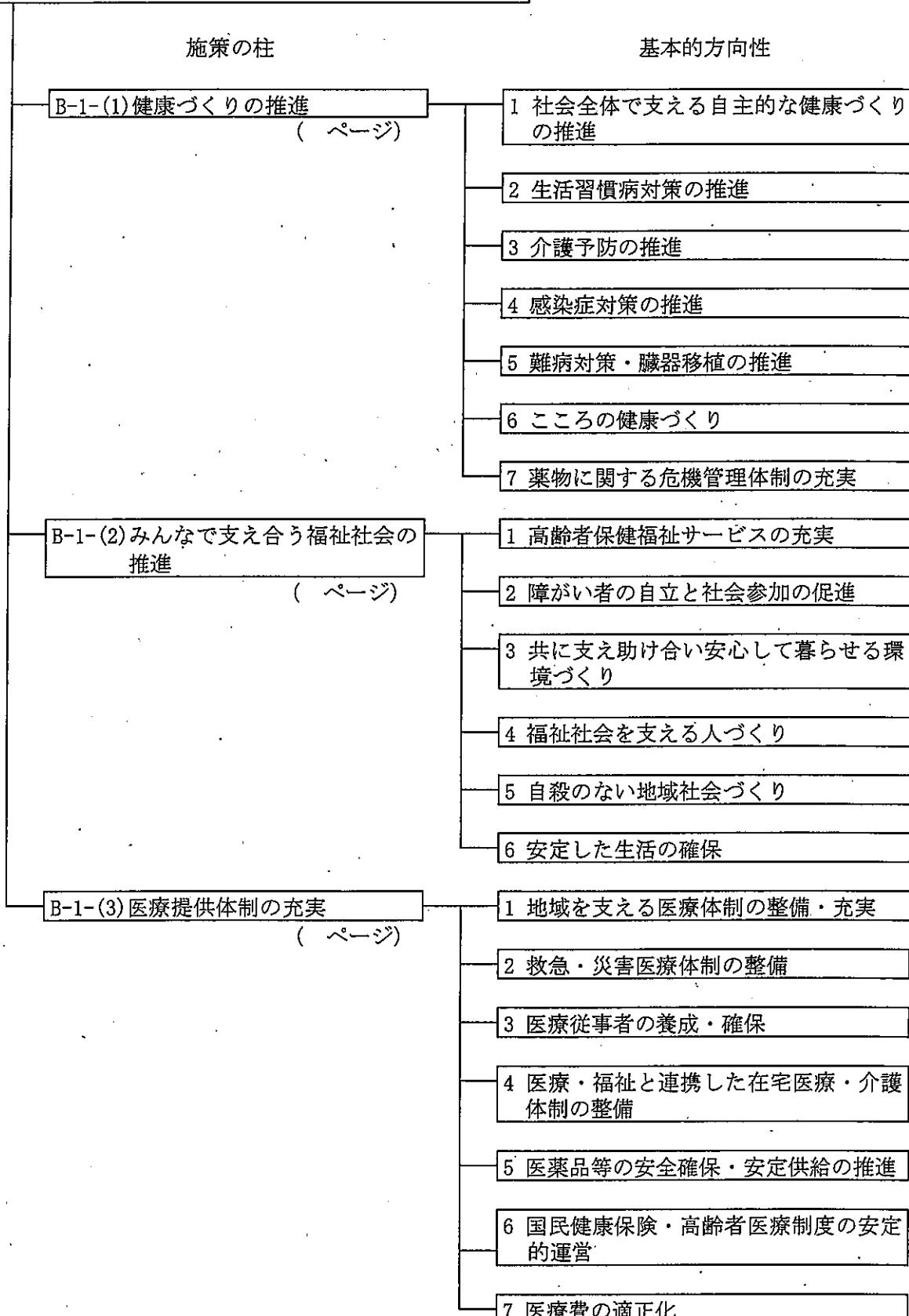
2 同和行政の推進

同和問題の解決に向けて、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための県民啓発などを推進します。

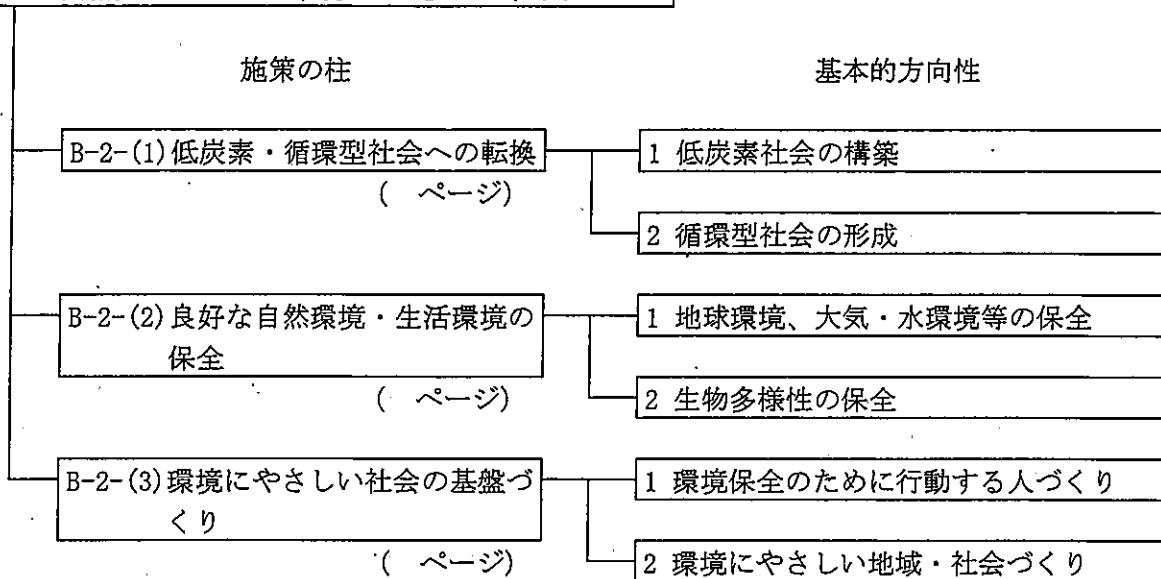
施策の体系

B くらしづくり

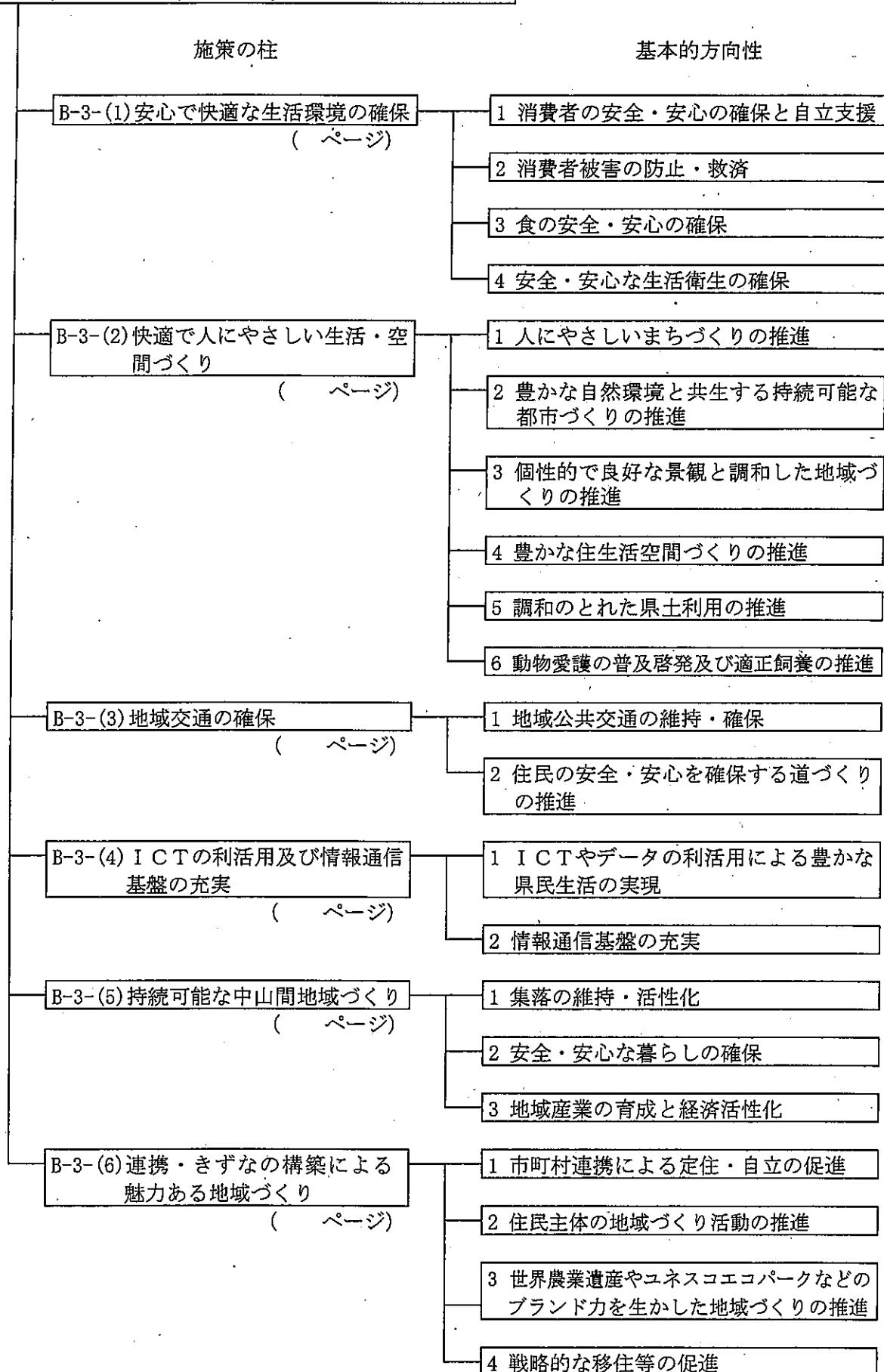
B-1 生き生きと暮らせる健康・福祉の社会



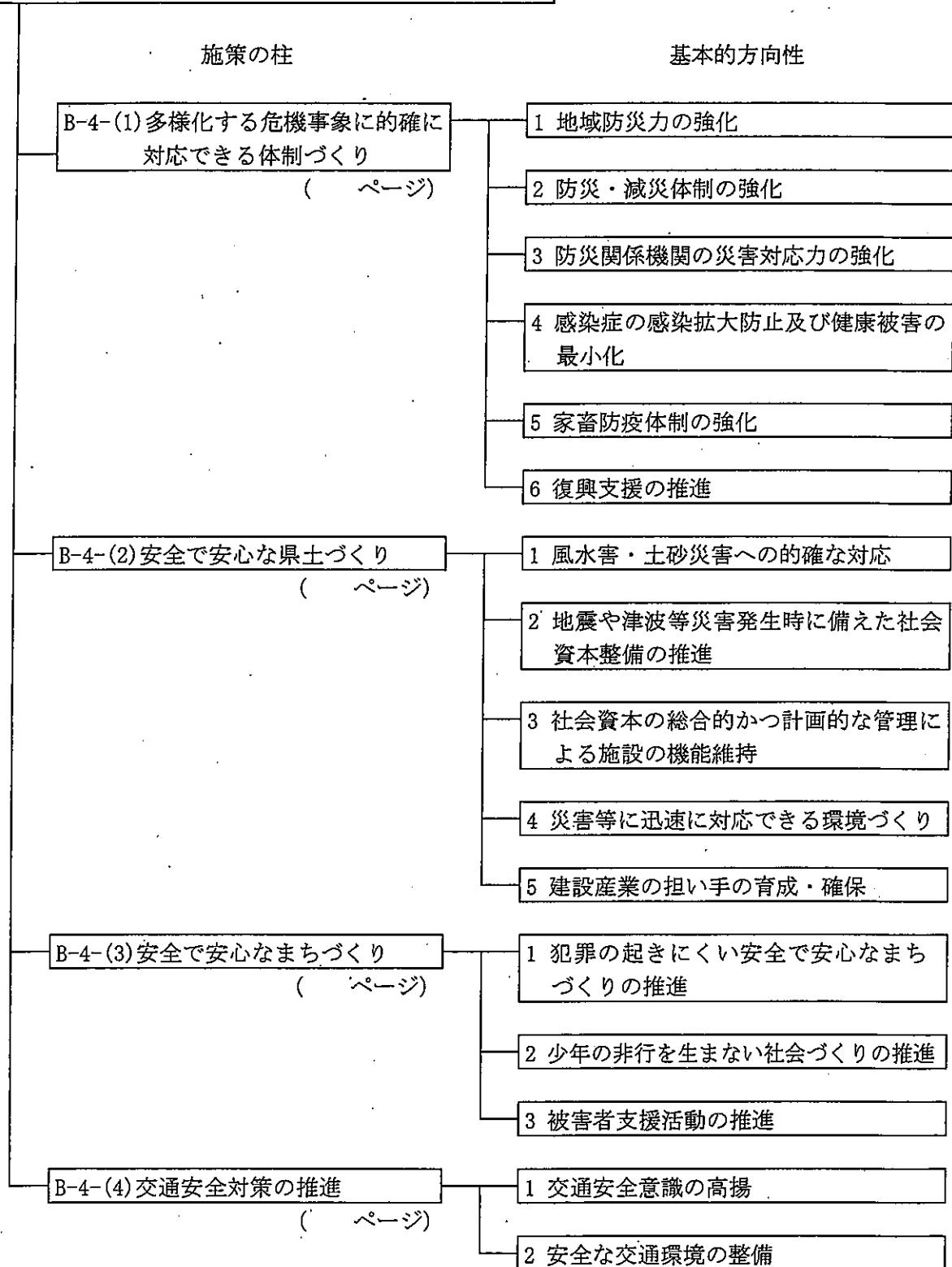
B-2 自然と共生した環境にやさしい社会



B-3 安心して生活できる社会



B-4 安全な暮らししが確保される社会



施策の柱 B-1-(1) 健康づくりの推進

1 目標と課題

- 高齢化に伴い、高齢者に多い慢性疾患などの疾病の増加による医療費の増加等が懸念されます。また、生活スタイルや食生活の変化に伴い、若年層でも生活習慣病が増加することが考えられることから、疾病の予防を重視した取組と、食生活の改善や運動による健康づくりが重要となります。
- 一人暮らし高齢者の増加や人間関係の希薄化等により、心の健康を保つことが難しくなることが懸念されます。
- グローバル化により人やモノの交流が拡大する中で、新たな感染症への対応などは、ますます重要となります。
- 危険ドラッグ等の不正薬物による薬物汚染の若年層への広がりが懸念され、また、毒物劇物等を原因とする事故等による健康被害防止が重要となります。

2 目指すべき像

- 健康に対する意識が高まり、食生活の改善や運動等を通して、一人ひとりが健康で生き生きと暮らせる社会
- 県民一人ひとりが気付きと見守りの意識を高め、つながりや豊かな人間性を通して、誰もが孤立せずに、心豊かに暮らせる社会
- 感染症等への十分な対応が確保され、みんなが安心して暮らせる社会
- 薬物乱用問題に対する認識が高まり、薬物乱用のない社会
- 毒物劇物を原因とした危害発生の未然防止が図られ、事故発生時には危機管理体制が整備されている社会

3 基本的方向性

1 社会全体で支える自主的な健康づくりの推進

県民一人ひとりが自主的に行う健康づくりを支援するとともに、「自分の健康は自分でつくる」という「予防」の重要性に理解を深めるよう、社会全体で健康づくりを支える環境を整備します。

2 生活習慣病対策の推進

医療費の3割、死亡原因の6割を占めるがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病について、発症予防と重症化予防の啓発・対策に取り組むとともに、健康寿命の延伸と健康長寿社会の実現を目指した取組を進めます。

3 介護予防の推進

高齢者の生活機能全体の維持・向上が図れるよう、心身機能の改善だけでなく、生活環境の調整や地域の中での社会的役割を持つなど、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける効果的な介護予防の取組を進めます。

4 感染症対策の推進

感染症の予防やまん延防止に対する県民の意識を高め、新型インフルエンザ等の新たな感染症や再興感染症に対応できる体制づくりに努めます。

5 難病対策・臓器移植の推進

原因不明で治療方法が確立していない難病対策を推進するとともに、臓器及び骨髄移植に関する普及啓発を行います。

6 こころの健康づくり

県民のこころの健康の保持増進や精神保健福祉の普及を図るための地域づくりや人財育成、相談事業等を推進します。

7 薬物に関する危機管理体制の充実

薬物乱用を防止するための様々な対策を推進するとともに、毒物劇物を原因とした危害発生の未然防止及び事故発生時における危機管理体制の整備充実を図ります。

また、有害物質が含有しやすい家庭用品の安全を確保します。

施策の柱

B-1-(2) みんなで支え合う福祉社会の推進

- 1. 地域社会の課題と実現**
- 人間関係の希薄化や少子高齢化による地域を支える人財不足などから、家庭や地域の相互扶助機能が低下していくことが懸念されます。
 - 高齢化の進展に伴い福祉・介護ニーズが増大、多様化することが見込まれるため、人財の育成・確保やサービスの充実等を図る必要があります。
 - 障がいの多様化や、重度化・重複化などを踏まえ、障がいの特性や多様なニーズに応じたサービスの充実等を図る必要があります。
 - 不透明な経済情勢や高齢化の一層の進展に伴い、高齢者等の生活困窮世帯が増加することが懸念されるため、支援の充実が課題となります。

2. 目標と実現

必要な福祉・介護サービスが確保されるとともに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域や家族の支え合いの中で安心して暮らせる社会

3. 基本的方針性

1 高齢者保健福祉サービスの充実

介護予防対策や認知症高齢者支援を推進し、介護サービスの質的向上や基盤整備などの充実を図るとともに、医療・介護・福祉サービスが連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

2 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の地域生活への移行を進め、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、スポーツや文化活動などの社会参加を促進します。

また、障がい者（児）が障がいの特性やライフステージに応じ、より身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保及び質の向上に努めます。

さらに、医療・保健分野と連携しながら、重症心身障がい児（者）や医療的ケア児への支援を強化します。

3 共に支え助け合い安心して暮らせる環境づくり

地域福祉の推進役となる社会福祉協議会を中心に、公的な福祉サービスと地域住民の自主的な活動の連携の推進など、地域福祉推進体制の整備・充実を図ります。

また、県民誰もが福祉サービスを必要に応じて利用できるように、利用者本位の福祉サービスを推進するとともに、高齢者や障がい者などが、地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域コミュニティが本来持っている「共に支え合い、助け合う」機能を支援する仕組みの構築を図ります。

4 福祉社会を支える人づくり

福祉ニーズの増大や多様化に対応できる幅広い資質を持った人財の育成や安定的な確保に取り組むとともに、福祉関係従事者の資質向上を図ります。

5 自殺のない地域社会づくり

地域における絆づくりや見守り体制の強化などを市町村や関係団体と一体となって取り組むことにより、「自殺のない地域社会づくり」を推進します。

6 安定した生活の確保

生活困窮者に対して、必要な保護を行い、生活保護制度の適正な実施を図るとともに、生活困窮者自立支援制度による支援を行い、自立に向けた取組を強化します。

施策の柱 B-1-(3) 医療提供体制の充実

1 将来予測と課題

- 高齢化の進展に伴い医療需要が増大する一方、医療の担い手の不足が懸念されることから、限られた医療資源の中で、どの地域においても、質の高い医療サービスをより効率的に提供する体制の整備が重要となります。
- また、慢性疾患を有する高齢者の増大に対応する在宅医療の充実が課題となります。
- 安全で安心できる医療サービスを確保するため、医薬品や血液の安全確保と安定供給が重要です。

2 目指す将来像

- 医師をはじめ必要な医療人財が確保されるとともに、関係機関・関係者の連携により、いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる社会
- 医薬品等の有効性及び安全性が確保され、医療に必要な血液が安定して供給される社会

3 基本的方向性

1 地域を支える医療体制の整備・充実

べき地医療の充実や、安全・安心で質の高い医療を提供できるよう県立病院の機能強化を図るとともに、各医療機関が機能を分担・連携することにより、切れ目のない医療提供体制の確立を図ります。

2 救急・災害医療体制の整備

救命救急センターや災害拠点病院の整備、ドクターヘリの運航支援など、県民が緊急時や災害発生時においても、適切な医療サービスを受けられる体制の整備を図ります。

3 医療従事者の養成・確保

県民が安心して必要な医療サービスを受けられるよう、自治医科大学卒業医師の計画的な配置や宮崎大学「地域医療・総合診療医学講座」の運営支援、医師修学資金貸与制度の実施などにより、宮崎の医療を担う強い意志のある医療従事者の養成・確保を図ります。

4 医療・福祉と連携した在宅医療・介護体制の整備

在宅医療に対する県民ニーズの増大に対応するため、「かかりつけ医」や地域の在宅療養支援診療所及び訪問看護・介護サービス事業者等との連携強化を図り、在宅で必要な医療と介護サービス等の総合的・効果的な提供体制の整備を進めます。

5 医薬品等の安全確保・安定供給の推進

定期的に医薬品等の製造・販売についての監視指導を行い、医薬品等の安全確保・安定供給を図り、被害発生の未然防止等に努めます。

また、高齢化や医療技術の進歩に伴う血液の需要が高まる一方で、少子化に伴う献血可能人口が減少していることから、安定的な献血者の確保に努めます。

6 国民健康保険・高齢者医療制度の安定的運営

国民健康保険の被保険者となっている県民が安心して医療サービスを受けられるように、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営の維持に努めます。

7 医療費の適正化

高齢者が安心して医療サービスを受けられるように、高齢者医療事業の円滑な実施、安定的な運営に努めます。

施策の柱**B-2-(1) 低炭素・循環型社会への転換****1 将来予測と課題**

- 地球温暖化その他の気候の変動に起因する自然災害の増加や激甚化、生態系や農林水産業への影響等が懸念されます。また、大量生産・大量消費型の社会経済活動により、世界的な資源の逼迫や環境汚染が懸念されます。
- このため、省エネルギー・二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全を進めるとともに、再生可能エネルギーの普及拡大等を進め、社会経済活動の低炭素化を促進する必要があります。
- さらに、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を進め、環境への負荷の少ない循環型社会に転換していく必要があります。
- また、気候変動の影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減、その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る必要があります。

2 目指す将来像

- 環境に対する意識が高まり、省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素吸収源としての森林の適正管理が行われ、社会経済活動の低炭素化が進んだ社会
- 気候変動の影響への適応策の推進を通じて、県民の生命、財産及び自然環境等への被害が防止又は軽減され、安全・安心で持続可能な社会
- 暮らしや産業などのあらゆる場面で4Rの取組が実践されるとともに、廃棄物の適正処理や不法投棄対策が進んだ社会

3 基本的方向性**1 低炭素社会の構築**

県民、団体、事業者、行政等が一体となり、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、太陽光・熱やバイオマス資源による再生可能エネルギーの導入拡大や次世代自動車の普及などエネルギーを有効に活用するための取組を推進します。

また、二酸化炭素吸収源としての森林の整備等を通して低炭素社会の構築を図ります。

さらに、気候変動及びその影響に関する継続的な情報収集やモニタリング体制を整えるとともに、県民や市町村等に対する啓発を通じて、適応の取組の促進を図ります。

2 循環型社会の形成

県民一人ひとりのライフスタイルや事業者の事業活動を見直し、資源の循環利用を基調とした営みが行われるよう、4Rの取組と廃棄物の適正処理を推進するとともに、積極的な木材利用やグリーン購入^{*10}等を通して環境にやさしい製品やサービスの利用促進を図ります。

*10 グリーン購入：商品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

施策の柱**B-2-(3) 環境にやさしい社会の基盤づくり****1 将来予測と課題**

- 持続可能な社会に転換していくためには、環境に配慮した地域社会づくりや産業づくりを進め、低炭素・循環型社会や自然共生社会の基盤を構築する必要があります。
- 低炭素・循環型社会や自然共生社会への転換を進めるため、環境教育を推進し、県民の環境に対する意識を高める必要があります。

2 目指す将来像

- 県民一人ひとりが環境に対し十分な理解と高い関心を持ち、豊かな自然に触れながら暮らしと環境の関わりや自然の役割について学び、環境にやさしい暮らしを実践する社会
- 美しい景観やまちなみ、文化財等の快適環境が保全された地域づくりが行われるとともに、環境に配慮した産業振興が実現し、県民みんなが快適でやすらぎのある生活を享受する社会

3 基本的方向性**1 環境保全のために行動する人づくり**

環境教育を担う人財の養成・確保や環境教育拠点の整備・機能充実、環境教育に関する情報の提供等により、環境教育の取組を支援します。また、県民、団体、事業者、行政等が連携・協働して行う環境保全活動を推進します。

2 環境にやさしい地域・社会づくり

国土保全機能の維持・向上を図るため、環境にやさしい魅力ある農山漁村等づくりを地域ぐるみで進めるとともに、環境を保全・活用した循環型の農林水産業等の産業づくりを進めます。

施策の柱

B-3-(1) 安心で快適な生活環境の確保

1 将来予測と課題

- 情報化や経済取引の多様化等により、特に高齢者の消費トラブルや被害が増加することが懸念されるため、各種消費者事故情報の集約・迅速な情報提供をはじめ、相談体制の充実やトラブルに巻き込まれない消費者教育などが求められます。
- 健康や食に対する関心が高まる中で、安全・安心な食や水の確保はますます重要なことから、食品の流通、製造・加工、消費の各段階における衛生監視体制強化や水質管理の徹底はもとより、食料供給基地として、より一層の検査体制の充実や事業者による自主管理体制の確立が必要となります。
- 理容、美容、クリーニング、公衆浴場等の生活衛生関係営業は、今後も県民生活に密着した必要不可欠な業態であるので、経営の健全化と衛生水準の向上を実現させるとともに、消費者及び利用者の利益擁護の確保に努める必要があります。

2 目指す将来像

- 消費者の意識が高まり、全ての消費者が自己の意思と責任で行動するとともに、消費生活の相談体制が整い、必要に応じ適切な支援を受けられる社会
- 食品に対する監視や検査体制が充実するとともに情報の共有化が図られ、安全・安心な食生活を送ることができる社会
- 生活衛生関係営業の経営健全化と施設の衛生水準の向上が図られ、消費者に安全・安心なサービスが提供される社会

3 基本的方向性

1 消費者の安全・安心の確保と自立支援

消費者の利益の擁護・増進のため、表示制度の周知や事業者の監視活動の強化を図るとともに、各種消費者事故情報の集約・迅速な提供に努めます。

また、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費生活に必要な知識・情報を隨時提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、市町村や教育機関など多様な主体の取組と連携しながら、幼児期から高齢期までの各世代に応じた消費者教育を一体的かつ総合的に推進します。

2 消費者被害の防止・救済

迅速な消費者被害の救済のため、消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、弁護士会や司法書士会等関係機関との連携を強化しながら被害の未然防止に取り組みます。

3 食の安全・安心の確保

安全で安心な本県産の農林水産物を全国に提供するとともに、県民の健康で安全な食生活の確保に向け、全国トップの残留農薬検査体制の強化を図るとともに、トレーサビリティ並びにGAP（農業生産工程管理）の推進、食品に対する衛生監視及び検査体制の強化、水質管理の徹底、情報の共有化及び事業者によるHACCPシステムなどの自主管理体制の確立を図る取組の推進など、生産から流通・消費に至る一貫した食の安全・安心確保対策を総合的に推進します。

また、安全・安心な食肉・食鳥肉を提供するため、食肉検査体制の充実や処理施設におけるHACCPシステム^{*11}導入・定着などによる総合衛生管理体制の整備に努めます。

4 安全・安心な生活衛生の確保

生活衛生関係営業施設に対する監視体制の充実及び営業者の自主衛生管理体制の強化を図り、衛生水準の向上に努めるとともに、経営の安定化を図る取組を推進します。

*11 HACCPシステム：Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析・重要管理点）の略称。最終製品の抜き取り検査を中心とする品質管理方法とは異なり、原材料から加工・包装・出荷に至る全ての段階で発生する可能性のある危害を検討し、その発生を防止又は減少させる重要な管理点を設定して継続的に監視・記録するとともに、異常が認められたらすぐに対策をとり解決し不良製品の出荷を未然に防ぐシステム。

施策の柱 B-3-(2) 快適で人にやさしい生活・空間づくり

1 将来予測と課題

- 少子高齢化やグローバル化、ノーマライゼーション^{*12}の進展等に伴い、ユニバーサルデザイン^{*13}の考えをもとにした誰もが使いやすい空間づくりが求められます。
- また、快適で潤いのある空間を創出するため、周辺環境や景観・沿道に配慮し、都市と田園地帯との共存・共生を図りながらまとまりのある都市づくりを推進することが必要となります。
- 一方、長期にわたって利用できる建築物の整備や既存ストックの有効活用などによる計画的なまちづくりが必要となります。
- 動物と共生していくために、飼養者のモラルの向上や動物の適正な取扱いを行うなど愛護の思想を持ち続けていくことが必要となります。

2 目指す将来像

- 環境負荷が少なく長期に利用できる効率的で機能的な集約型の都市構造が形成され、ユニバーサルデザインを取り入れた誰もが快適に暮らせる社会
- 都市、農山漁村等における良好な景観の形成が促進され、住民が愛着や誇りを持つ個性的で活力のある地域社会
- 動物の適正飼養が徹底されて、人と動物が真に共生する社会

3 基本的方向性

1 人にやさしいまちづくりの推進

年齢や性別、障がいの有無、国籍など個人の特徴にかかわらず、全ての人が一人の人間として尊重され、また、誰もが自らの意思で行動し、ユニバーサルデザインを取り入れた快適に暮らせる思いやりに満ちた社会づくりに取り組みます。

2 豊かな自然環境と共生する持続可能な都市づくりの推進

広域的に影響の大きな都市機能の郊外拡散を抑制し、既存の社会資本ストックを有効活用するとともに、公共交通と連携し大小様々な拠点がネットワークで結ばれた集約型の都市構造の構築を促進します。また、都市緑化を推進するとともに、郊外に広がる自然的環境との調和に留意しつつ、既存集落における居住環境の確保やコミュニティ維持に努めます。

県立都市公園については、県民の利便性に配慮するとともに、県民等との協働による公園の管理運営を進めます。

3 個性的で良好な景観と調和した地域づくりの推進

地域の自然、歴史、文化等と人々の暮らしが調和した宮崎らしい「まちなみ」や「沿道景観」の創出・保全を行うほか、河川や水辺の整備による良好なまちと水辺が融合した空間形成を推進するなど、官民が一体となり良好な景観形成を図ることで、住民が愛着や誇りを持ち、重要な観光資源ともなる個性的で活力ある地域づくりを推進します。

*12 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障がいのあるなしにかかわらず、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

*13 ユニバーサルデザイン：P57 脚注 *8

4 豊かな住生活空間づくりの推進

住宅や居住環境の質の向上を図るとともに、良質な住宅の円滑な流通の確保や既存住宅の有効活用、ニーズに応じた住宅セーフティネットの充実など、市町村や関係団体等と連携し、豊かな住生活空間づくりに取り組みます。

また、公営住宅等については、施設の特性に応じた適切な維持管理や長寿命化に向けた取組を推進します。

5 調和のとれた県土利用の推進

国土利用計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

また、一般の土地取引の指標として、県内の標準的な土地の価格の調査を行います。

6 動物愛護の普及啓発及び適正飼養の推進

狂犬病予防対策として予防注射の実施率の向上に努めるとともに、動物愛護施策の中核的施設である動物愛護センターを活用し、動物愛護の普及啓発及び動物の適正飼養管理を推進します。

施策の柱

B-3-(3) 地域交通の確保

1 将来予測と課題

- 人口減少に伴い地域公共交通の利用者が減少し、その維持が困難になる一方で、通勤時に利用する方や、自ら運転することができない学生及び高齢者などの移動手段として、地域公共交通の維持・確保が重要となります。
- また、今後ますます厳しい財政状況が予想される中で、新たな社会資本整備が困難になることも考えられるため、事業の重点化やコスト縮減を図るとともに、国・県・市町村道や農林道など既存のインフラを最大限に活用した道路網の構築と効果的な維持管理が必要です。

2 目指す将来像

通勤、通学、通院など日常生活に必要な地域公共交通や道路網が、県内どこでも確保された社会

3 基本的方向性

1 地域公共交通の維持・確保

日常生活に必要な地域公共交通が持続的に運行されるよう、県民、交通事業者、国、市町村等との連携のもと、バスや鉄道、タクシーなどの多様な移動手段を地域の実情に応じて確保することにより、地域公共交通体系の最適化を図ります。あわせて、交通系ICカードの活用やノンステップバス車両の充実による利便性の向上など、利用促進の取組を継続することにより、自家用車への過度の依存から脱却し、地域公共交通を利用しようという県民意識の醸成を図ります。

2 住民の安全・安心を確保する道づくりの推進

通勤、通学、買い物など日常生活の利便性の向上や都市部における交通混雑及び渋滞の緩和、地域間の交流活動などを支える道路の整備を進めます。

また、救急医療施設へのアクセス改善に資する道路整備などを進めます。

施策の柱 B-3-(4) ICTの利活用及び情報通信基盤の充実

1. 目次予測と課題

- 都市部では、情報通信基盤の整備や情報通信サービスの提供が進んでいますが、中山間地域などでは十分ではない地域もあり、今後、情報通信格差だけでなく、ICT等の利活用の面においても地域間格差が拡大することが懸念されます。
- 近年、AIなど生活の質向上に貢献する技術やビッグデータの活用が注目されており、ICTやデータをいかに県民生活の豊かさやゆとりにつなげていくかが課題となっています。

2. 目指す将来像

医療や福祉、教育、防災、産業など様々な分野でICTやデータが有効に活用され、便利さやゆとりを実感できる社会



3. 基本的方向性

1 ICTやデータの利活用による豊かな県民生活の実現

県民生活の安全・安心の確保や利便性の向上等を図るため、ICTやデータの有効な利活用を促進するとともに、行政手続きや行政事務の一層のデジタル化に努めます。

2 情報通信基盤の充実

行政、教育、防災などの基盤となる広域行政ネットワークの充実及び有効活用を図ることにより、安全・安心な県民生活の提供に努めます。

また、県民が等しく情報通信サービスを享受できるよう、引き続き、携帯電話をはじめとした情報通信格差の解消促進に努めます。



施策の柱

B-3-(5) 持続可能な中山間地域づくり

1 将来予測と課題

- 中山間地域は、森林の整備や農業生産活動等を通じた県土の保全、水源のかん養、食料の供給など、多面的・公益的な機能を持ち、県民の生活を守る重要な役割を果たしていますが、今後更なる人口減少や少子高齢化が進む中、住民生活、地域経済、集落活動等さまざまな面において環境が大きく変化し、これまでのような地域活力や多面的機能を発揮できなくなる恐れがあります。
- 特に山間部の小規模集落においては、維持・存続が困難となる集落が出てくることが危惧されることから、住民自らが集落の将来について考え、問題解決に向けて主体的に取り組むことにより、集落機能を維持していくことが、今後ますます重要となります。

2 目指す将来像

重要な機能・役割を持つ中山間地域が、将来にわたって維持・活性化され、地域住民が安心して暮らすことができるよう、県民全体で中山間地域を支えていく社会

3 基本的方向性

1 集落の維持・活性化

住民自らがこれから集落について考え、課題に取り組むことにより、集落を将来にわたって維持するとともに、集落間の連携や外部人財の活用、都市住民との交流等を通じた活性化の取組に関する施策を推進します。

2 安全・安心な暮らしの確保

人々が地域に安心して住み続けるために必要不可欠な、医療の確保や生活必需品等の円滑な調達、生活交通の確保、情報通信網の整備、自然災害対策等を推進します。

3 地域産業の育成と経済活性化

中山間地域の基幹産業である農林水産業をはじめとする産業の振興を図るとともに、鳥獣被害対策、地域資源の更なる活用や域内循環、新たな技術や手法を活用した産業・経済の活性化を地域と共に推進します。

施策の柱**B-3-(6) 連携・きずなの構築による魅力ある
地域づくり****1 将来予測と課題**

- 若年層などの大都市圏への流出が主な原因となった人口減少、少子高齢化、社会保障費の増大、集落機能の低下など、経済社会情勢がより厳しさを増し、地域活力の低下が助長されることが懸念されます。
- また、これまでのような行政サービスの提供が困難になる一方、各地域においては、その地域固有の課題への対応が必要となるなど、これまで以上にきめ細かな対応が求められています。
- 一方、地域づくり団体や企業等の活動領域も多様化・高度化し、私的な利益にとどまらない、公共的な役割を果たす新しい仕組みや活動が広まっています。
- 魅力ある地方部への移住を希望する都市部の住民が増える傾向にありますが、こうした住民をより多く迎え入れようとする地域間での競争が激化しています。

2 目指す将来像

- 市町村の相互補完や拠点となる都市と周辺市町村との広域的な役割分担により、持続可能な地域圏が形成され、人々が安心して住み続けられる社会
- 地域活力を維持する機能を果たすために、多様な主体が協働して地域づくり活動に取り組む社会
- 住民一人ひとりが地域資源を最大限に活用しながら誇りを持って生き生きと暮らし、その暮らしに魅力を感じて県外から移り住む人が増える社会

3 基本的方向性**1 市町村連携による定住・自立の促進**

各市町村の相互補完を促進し、各地域を取り巻く課題に、より迅速に対応するために、これらの圏域を構成する市町村の役割分担を進め、将来にわたって定住・自立できる広域的な圏域づくりを推進します。
 また、個々の市町村だけでは対応が困難な課題については、県による補完・支援を進め、持続可能な行政サービスの提供体制の構築に取り組みます。

2 住民主体の地域づくり活動の推進

地域の資源・魅力を再発見し、これを生かしながら、住民と市町村が連携して取り組む地域づくり活動を推進するとともに、地域づくり団体相互の交流促進やネットワークの強化に取り組みます。

また、地域の課題を住民自らが解決する地域づくり活動に積極的に参加する人財の育成や協働意識の醸成を図ります。

3 世界農業遺産やユネスコエコパークなどのブランド力を生かした地域づくりの推進

世界に認められ、日本に誇れる全県的な宝である県内各地の地域資源ブランドの価値を国内外に発信します。

また、その魅力を生かした地域づくりをブランド間の連携も図りながら推進し、自然や歴史、文化等の貴重な地域資源の次世代への確実な継承や人財育成、地域住民の誇りの醸成を図るとともに、交流人口の増加による地域活力の向上に取り組みます。

4 戰略的な移住等の促進

移住等に関する気運を醸成し、情報の一元化を図るため、市町村や民間団体等とより連携した全県的な取組を行うとともに、農林水産業を含めた仕事、住まい、子育て環境などの移住等に必要な情報や自然、人、食などの本県の豊かな魅力について、大都市圏において効果的な情報発信に取り組みます。

また、受入体制の整備、移住・定住の促進を行う市町村への支援を行うなど、U I Jターンや移住等の一体的で戦略的な促進を図ります。

施策の柱 B-4-(1) 多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり

1 将来予測と課題

- 地球温暖化、その他の気候の変動に起因する自然災害の増加や激甚化、グローバル化に伴う新型インフルエンザ等の感染症、さらには口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の危険性など想定すべき危機事象が増加、多様化すると見込まれます。
- 一方で、少子高齢化の進展による地域の防災力の低下が予想され、高齢者などの要配慮者が増加することから、行政や自主防災組織等、多様な主体が連携して、様々な危機事象を想定した防災意識、危機管理意識の啓発や防災体制の強化、情報収集・伝達体制の確保、被災者への支援体制の確保等を図ることが求められます。
- なお、南海トラフ地震については、最大で建物被害8万9千棟、人的被害3万5千人を想定しており、今後、これらの被害を軽減するために、「新・宮崎県地震減災計画」に基づき、ハード・ソフトの対策に総合的に取り組んでいく必要があります。

2 目指す将来像

県民一人ひとりの防災意識、危機管理意識が高まるとともに、自助・共助・公助が連携した情報収集・伝達から被災者支援までを含む防災・減災体制の整った社会

3 基本的方向性

1 地域防災力の強化

「宮崎県防災の日」などにおいて、県民の防災意識、危機管理意識の啓発に取り組みます。

また、地域防災力の要となる消防団員の確保をはじめ、自主防災組織の更なる活性化や防災士の養成・能力向上に引き続き取り組むとともに、市町村と連携しつつ、それぞれの地域の多様な主体が「顔の見える関係」を構築し、有機的に連携した地域防災力の強化に取り組みます。

2 防災・減災体制の強化

想定規模を超える災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防御に取り組むとともに、危機管理マニュアルの作成・見直しや防災訓練・研修を通じて危機管理能力の強化を図ります。

また、南海トラフ地震などの大規模災害やその他の重大な危機事象により、県庁非常時体制に移行した場合は、いち早く体制が確立できるよう、BCPに基づく「事前の備え」に取り組みます。

3 防災関係機関の災害対応力の強化

自然災害等に備えるため、県総合防災訓練等の各種訓練などを通して、市町村、警察、自衛隊、ライフライン関係機関等、防災関係機関相互の連携強化に努めます。

特に、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害対策では、九州及び全国の関係機関や県内市町村と広域連携体制を構築します。

また、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、市町村等の関係機関との連携・支援に努めます。

このほか、市町村の消防・防災活動資機材の整備を支援します。

4 感染症の感染拡大防止及び健康被害の最小化

関係機関との共通認識を深めるとともに、可能な限り感染拡大を抑制し、健康被害を最小限に抑え、県民生活等の安定を図るため、医療体制等の整備及び普及啓発の強化に努めます。

5 家畜防疫体制の強化

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病については、水際・地域・農場防疫の徹底を図るとともに、万一の発生に備え迅速な防疫措置ができるよう、情報共有や演習等を通じて更なる家畜防疫体制の強化に努めます。

6 復興支援の推進

大規模災害が発生した場合には、災害救助法や被災者生活再建支援法などの的確な適用による被災者支援を図るとともに、大規模災害からの復興に関する法律などに基づき、被災地域の迅速な復旧、復興に努めます。

また、復興支援が迅速・円滑に実施できるよう、市町村や市町村社会福祉協議会、N P O 法人等との連携強化に努めます。

施策の柱

B-4-(2) 安全で安心な県土づくり

将来予測と課題

- 地球温暖化、その他の気候の変動に起因する自然災害が増加、激甚化する一方、今後厳しい財政状況が想定される中で事業の重点化やコスト縮減等を図りながら効率的・効果的な社会資本の整備や維持管理が一層求められます。
このため、森林や河川、海岸、道路、都市、農山漁村等、各分野が共通認識のもと、連携した防災対策や減災対策がますます重要となります。
- 災害の予防や災害時の対応等を担う存在として、地域に根ざし、技術と経営に優れた建設業者を育成する必要があります。
- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に更新時期を迎えるため、その老朽化対策が課題となっています。

2 目指す将来像

各分野が連携し、防災や減災のための効率的・効果的な社会資本の整備や維持管理が行われ、災害に強い地域づくりが実現した社会

3 基本的方向性

1 風水害・土砂災害への的確な対応

風水害・土砂災害による被害を未然に防止・軽減するため、治山・治水及び海岸の保全対策をはじめ、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組や森林の適正管理を推進し、流域全体での対策を推進します。

また、土砂災害等に備え、要配慮者利用施設などの緊急度の高い箇所から施設整備を計画的に進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土地利用の規制や市町村による警戒避難体制の強化を図ります。

さらに、都市部における浸水被害の軽減を図るため、河川や下水道（雨水対策）整備の連携をはじめ、ハザードマップ活用などのソフト対策を推進します。

2 地震や津波等災害発生時に備えた社会資本整備の推進

地震や津波等による被害を軽減するため、建築物の耐震化を促進し、河川・海岸施設の整備を推進するとともに、災害時における集落孤立化の防止や救助・支援活動及び緊急物資輸送等を円滑かつ安全に確保できるよう、緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震対策を推進します。

また、大災害発生時に復旧・復興の拠点として機能する防災公園等の整備を進めます。

3 社会資本の総合的かつ計画的な管理による施設の機能維持

道路や河川、港湾、漁港、公園、県有建物などの社会資本の総合的かつ計画的な管理を推進し、施設の特性に応じた適切な維持管理や長寿命化などを行うことにより、その機能維持を図ります。その中でも、損傷時の社会的影響が大きい橋梁やダム、大規模な水門などの施設については、維持管理費の最小化と平準化を目的とするアセットマネジメント^{*14}の取組を推進します。

また、地域住民やNPO、企業等など多様な民間主体と連携し、県民協働による維持管理に取り組みます。

4 災害等に迅速に対応できる環境づくり

地域に根ざした建設業者等が、県民の安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備を担うとともに、災害の予防や災害時の応急業務、早期の災害復旧に対応できる環境づくりを推進します。

5 建設産業の担い手の育成・確保

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保のため、建設団体等と連携を図りながら、建設産業の役割や魅力を若い世代へ広くアピールとともに、産業開発青年隊による若手技術者の育成や建設技術推進機構による専門技術取得のための研修等の充実・強化に取り組みます。

*14 アセットマネジメント：橋梁や大規模な水門等の公共土木施設を維持管理・更新するに当たり、その費用の最小化と平準化を目的とした管理手法。具体的には、既存の構造物における現時点での健全度を客観的に把握・評価し、将来の状態を予測するとともに、いつどのような対策をどの構造物に行えば、最適であるかを考慮して、今後増大が予測されている土木構造物を計画的かつ効率的に維持管理していく手法。

施策の柱 B-4-(3) 安全で安心なまちづくり

1 指定子測と課題

- 県内の刑法犯認知件数は、行政機関、関係機関・団体、地域住民、事業者等が連携した犯罪抑止対策の推進により、平成14年をピークに減少を続けています。しかし、子供・女性を対象とした犯罪や高齢者等を狙った特殊詐欺（うそ電話詐欺）が後を絶たないほか、インターネットを利用した犯罪等のサイバー空間の脅威が増していくことが予想されるなど、依然として厳しい犯罪情勢であると言えます。
- 安全で安心なまちづくりを実現するためには、県民一人ひとりが自らの安全は自ら守るという意識を持つことはもとより、行政機関、関係機関・団体、地域住民、事業者等との間にきめ細かな防犯ネットワークを整備し、これを有効活用して、安全安心に役立つ情報の共有を図ることが必要です。また、軽微な犯罪や犯罪の兆しとなるような行為等を見逃さないよう地域住民の規範意識の向上を図るとともに、少年の居場所づくりや高齢者世帯への支援など地域社会の連帯感を強くする取組も必要です。
- 事件や事故による被害者等が、直接的な被害だけでなく、精神的・経済的負担等の二次的被害に遭っていることを踏まえ、早期の被害回復・軽減を図るために支援を充実させるとともに、社会全体で被害者等を支える気運や犯罪を許さない気運を醸成することが必要です。

2 目指す将来像

県民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、行政機関、関係機関・団体、地域住民、事業者等との間にきめ細やかなネットワークが構築され、県民の規範意識と連帯感が高まり、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会

3 基本的方向性

1 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進

県民一人ひとりの防犯意識の醸成や行政機関、関係機関・団体、地域住民、事業者等にきめ細かな防犯ネットワークを整備するなど、地域社会が一体となった活動を推進します。また、地域住民の規範意識や連帯感を高めるとともに、良好な治安を確保するための環境整備に努めるなど、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを推進します。

2 非行少年を生まない社会づくりの推進

少年を見守る社会気運を高めるため、学校その他関係機関等に対して、少年を取り巻く現状等について幅広く情報発信を行うとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、街頭補導活動や社会奉仕体験活動を通じた立ち直り支援活動を行うなど、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

3 被害者支援活動の推進

関係機関・団体が相互に連携し、被害者等の視点に立った途切れることのない支援活動を推進するとともに、社会全体で被害者等を支える気運や犯罪を許さない気運を醸成するための広報啓発活動を展開するなど、広く県民の理解と共感の得られる取組を推進します。

施策の柱 B-4-(4) 交通安全対策の推進

1 将来予測と課題

- 本県では、脇見や安全不確認など運転者自身のわずかな不注意を原因とする交通事故が多く発生しており、交通事故の総量を抑制するためには、県民一人ひとりが交通事故に対する危機意識を高めるとともに、お互いが思いやりの心を持って運転する気運を醸成する必要があります。
- また、近年の急速な高齢化の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故の割合が高くなっています。高齢者の安全確保や高齢運転者の特性等に応じたきめ細かな対策を重点的に講ずる必要があります。
- さらに、道路の整備や歩道の段差改善及び信号機の整備、交通規制標識の高輝度化、歩道の段差改善など交通安全施設の充実を図り、安全で人にやさしい交通環境を実現することが求められています。

2 目指す将来像

県民一人ひとりの交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により交通事故のない安全で安心な社会

3 基本的方向性

1 交通安全意識の高揚

全ての道路利用者に対する交通安全教育の充実はもとより、特に高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえた効果的な交通安全教育を推進するとともに、官民一体となった交通安全運動を積極的に推進することにより、交通安全思想の普及や交通安全意識の高揚を図ります。

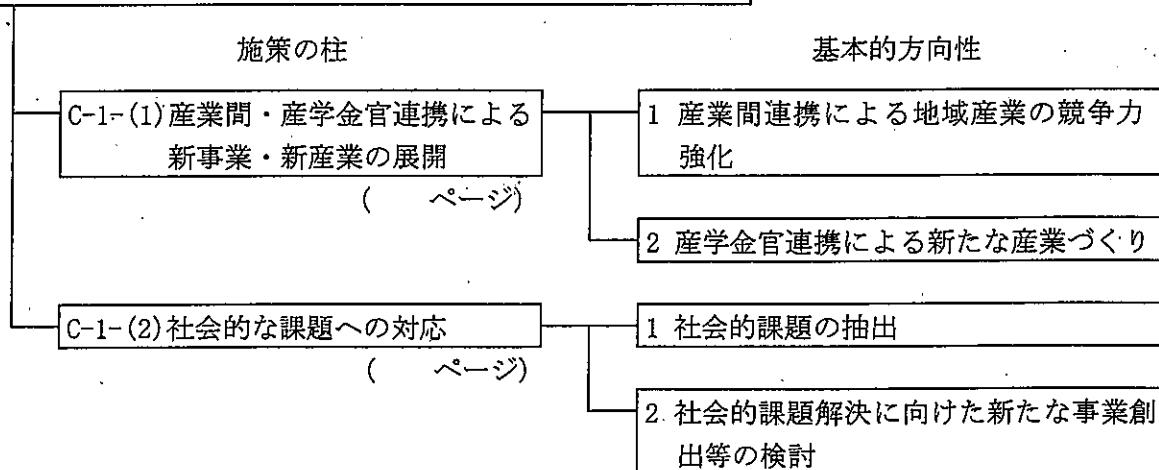
2 安全な交通環境の整備

見やすく分かりやすい信号機や交通規制標識等の交通安全施設整備を継続していくとともに、交通量の多い市街地や通学路における安全確保対策として、歩道等の整備や交通規制の見直し等を図り、安全で人にやさしい交通環境の実現を目指します。

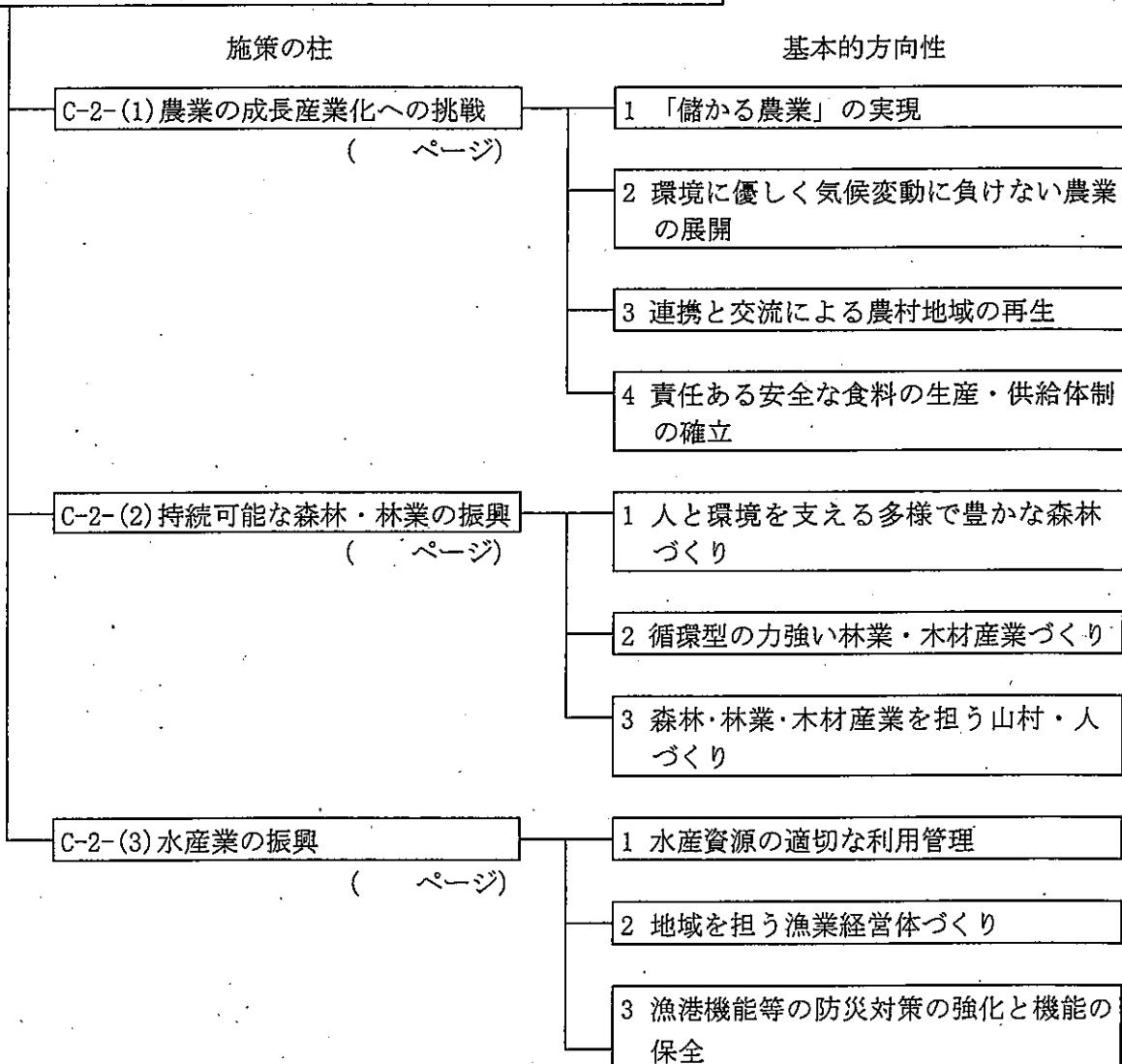
施策の体系

C 産業づくり

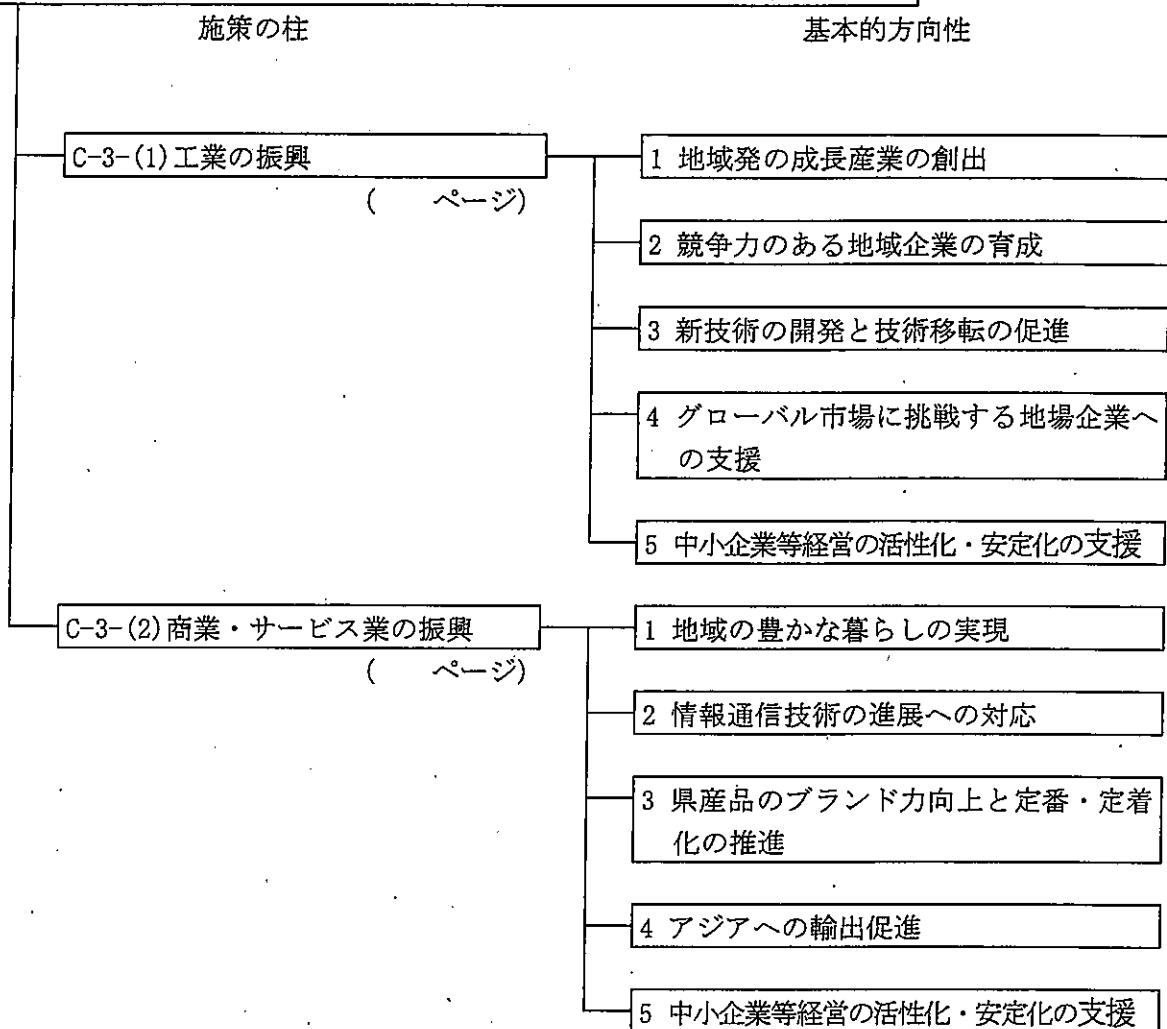
C-1 多様な連携により新たな産業が展開される社会



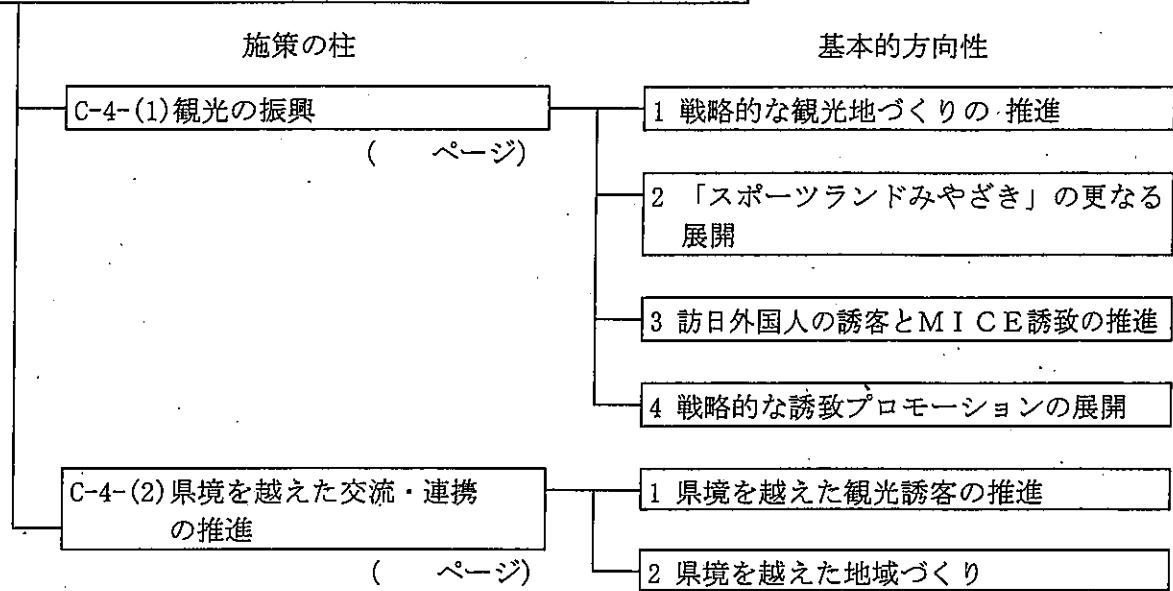
C-2 魅力ある農林水産業が展開される社会



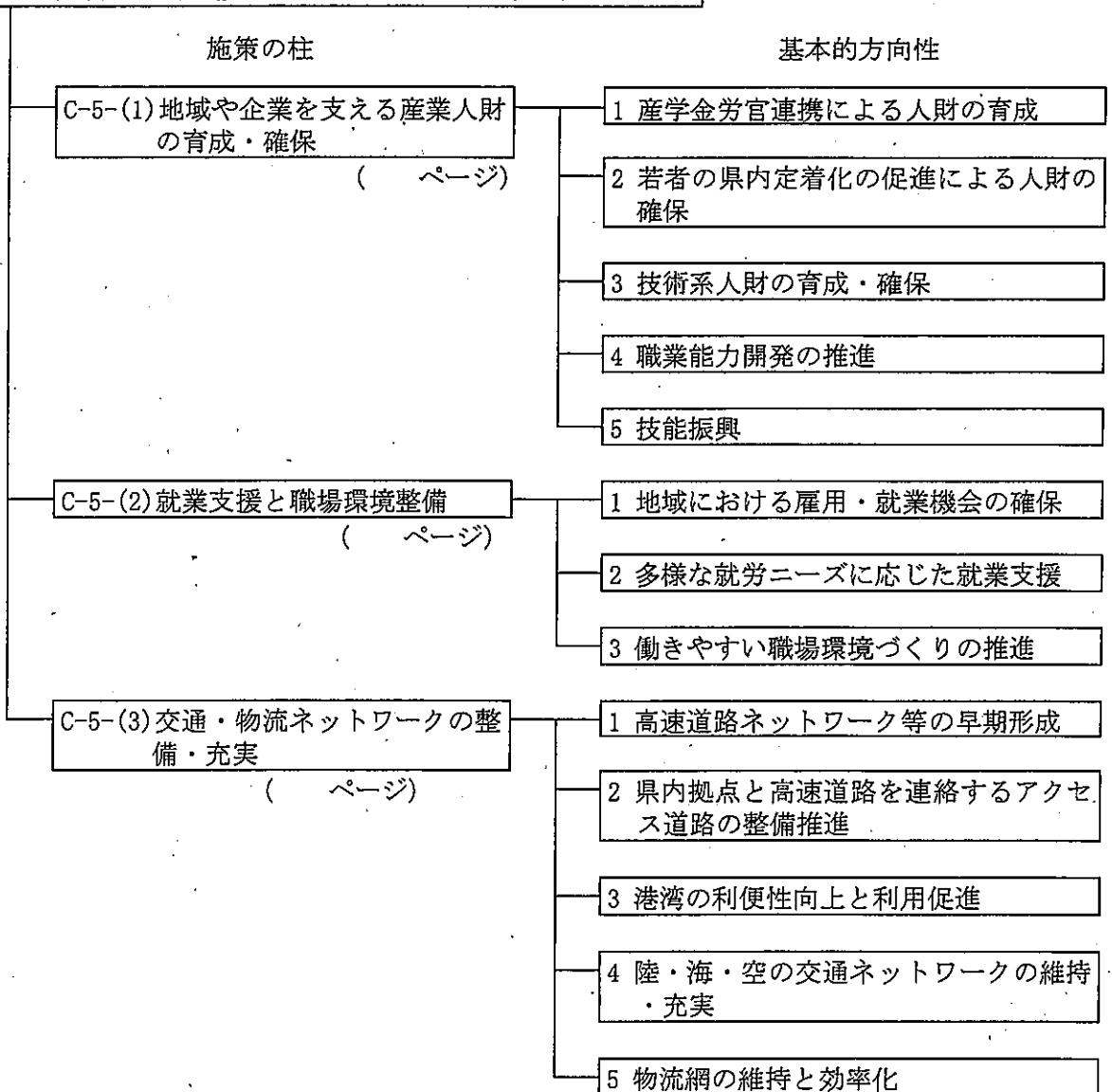
C-3 創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会



C-4 活発な観光・交流による活力ある社会



C-5 経済・交流を支える基盤が整った社会



施策の柱

C-1-(1) 産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開

1 将来予測と課題

- 社会経済活動が高度化、多様化し、消費者のニーズも大きく変化する中で、新たな産業や高付加価値産業の展開を図るためにには、地域の資源・特性を踏まえた科学技術の振興によるイノベーションの創出が重要であり、従来の産業分野の枠にこだわらない新しい視点から、多様な産業間や産学官が連携した取組を促進する必要があります。
- 本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える、労働力人口の減少による地域間における労働力の確保競争の激化が懸念される中で、本県産業を持続的に発展させ雇用の維持・拡大を図っていくには、市場や時代ニーズに対応しながら、地域の資源や特性を活用した内発型の産業構造を構築し、新たな産業づくりに取り組むことが重要です。

2 目指す将来像

時代のニーズや地域の資源・特性を踏まえた科学技術の高度化と、多様な産業間や産学官の連携により、イノベーション^{*15}の創出や地域産業の競争力が強化されるとともに、得意分野を生かした新たな産業の展開が図られ、本県産業が活性化している社会

3 基本的方向性

1 産業間連携による地域産業の競争力強化

農商工連携によるフードビジネスの創出、農工連携、医工連携による新技術の開発など、産業間が連携した取組を強化し、地域産業の競争力の強化を図ります。

2 産学官連携による新たな産業づくり

本県の基幹産業である農業・食品関連分野、今後の需要拡大が見込まれる医療、福祉・介護関連分野や航空機関連分野、豊かな森林資源や地域資源を活用した環境・新エネルギー分野、「スポーツランドみやざき」の取組を生かしたスポーツ・ヘルスケア関連分野において、産学官が連携した研究開発や事業化・産業化に向けた取組を推進します。

*15 イノベーション：P11 脚注 *1

施策の柱 C-1-(2) 社会的な課題への対応

1. 課題とその背景

- 人口減少・少子高齢化に伴い、中山間地域はもとより都市部においても、社会的課題がますます増加していきます。全ての課題を行政サービスとして解決していくのではなく、社会的課題をビジネスの手法を使って解決していく「ソーシャルビジネス^{*16}」的な取組が重要です。
- 社会的な課題をビジネスの手法を使って解決するには、今までのような事業経営者としての発想だけではなく、ソーシャルビジネスに取り組む人財が、重要な鍵となります。

2. 目指す将来像

都市部や中山間地域における様々な社会的課題を解決するためのソーシャルビジネスが生み出され、地域に暮らす人たちが自立して豊かに生活することができる社会

3. 対策の実行計画

1 社会的課題の抽出

地域における多様な主体との対話を進めながら、地域が抱える社会的課題を抽出し、各主体の当事者意識の醸成を図るとともに、その課題解決に向けて自ら行動する風土・文化づくりを推進します。

2 社会的課題解決に向けた新たな事業創出等の検討

課題の抽出や解決に向けて、ソーシャルビジネスに取り組む人財の育成やその有効性を検証するなど、大学等と連携しながら新たな事業創出に向けた検討等を進めます。

*16 ソーシャルビジネス：障がい者支援、子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくり・まちおこし等の社会的課題の解決をビジネスの手法を用いて解決する取組。

施策の柱**C-2-(1) 農業の成長産業化への挑戦****1 将来予測と課題**

- 本県農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展など構造的課題に加え、国際貿易交渉の進展や消費ニーズの多様化・高度化など、大きく変化しています。このため、担い手が将来展望を持って當農できる力強い産地づくりに向けて、「販売力の強化」、「生産力の向上」及び「人財の育成」の3つの視点から重点的かつ横断的な施策を展開し、新たな時代の変化に対応した農業の成長産業化を目指していく必要があります。
- 担い手の減少・高齢化が年々進行していく中で、生産活動や集落機能の衰退、農地の荒廃、さらには多面的機能の低下も懸念されることから、農業生産の核となる農業法人や認定農業者及び農作業受託組織等の意欲ある多様な担い手の育成・確保を図るとともに、他産業との連携や新規参入等を進める必要があります。
- 担い手の減少に伴い、農業生産力の弱体化や耕作放棄地の発生等が懸念されるため、生産技術の省力化や収益向上につながる技術革新、農地の集積・集約による作業効率化、産地間連携や生産工程の連携・分業化等による生産力強化に取り組んでいく必要があります。
- TPP協定に代表される国際競争の激化や、食の安全・安心に加えて、機能性食品、加工・業務用野菜等の新たな消費ニーズの高まりにより、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、品質や技術の向上等による所得の確保はもとより、マーケットインの視点に基づく契約生産等、ニーズを捉えた安定的な農業経営への転換や農畜産物等の輸出拡大に取り組んでいく必要があります。
- 農村地域の人口減少による活力低下に伴い、耕作放棄地や鳥獣被害の増加、景観や伝統文化等の消失などが懸念されるため、地域特産物等の地域資源を活用した6次産業化や農商工連携等を進め、他産業とも連携した雇用の創出・所得の確保により農農村地域の活性化に取り組む必要があります。
- 平成22年に本県で発生した口蹄疫は、農業のみならず多くの県内産業に多大な影響を及ぼしたことから、再発防止に向けた家畜防疫及び衛生体制の強化に引き続き取り組む必要があります。

また、県民や消費者の農業・農村に対する信頼の確保や理解を得るため、安全な食料の生産・供給に向けた取組などを進める必要があります。

2 目指すべき像

- 次代を担う多様な経営体の育成やマーケットニーズを起点とした生産・販売などの産地改革による儲かる農業
- バイオマス等地域資源の利活用促進や技術開発などによる環境に優しく、気候変動に負けない農業
- 6次産業化等の促進による農を核とした連携と交流で築く活力ある農村地域
- 農業セーフティネットの充実・強化などによる責任ある安全な食料の生産・供給体制

3 基本的方向性

1 「儲かる農業」の実現

- 本県農業の未来を切り拓く多様な経営体の育成

多様な分野や地域からの担い手確保、地域農業の核となる担い手の育成、集落営農組織や大規模繁殖センターなど営農補完システムの充実に取り組むとともに、産地が有する経営資源（農地・施設・技術等）の担い手への承継を促進します。

また、農業経営発展のための指導・相談体制の充実強化に取り組みます。

- 国内外の産地間競争を勝ち抜く生産体制の構築

農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や生産性・効率性を高める生産基盤（農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい施設等）の整備に取り組むとともに、農業用施設の保全管理と長寿命化を推進します。

また、I C Tの活用や機械化など生産性を向上させる技術開発や天敵などを利用したI CM（総合的作物管理）技術の推進等により、農業経営の安定や産地の生産力向上を図ります。

新たな付加価値の創出に向けた加工・業務用農産物を主とする土地利用型農業の展開や産地における加工機能の強化など、需要を起点とした生産・供給体制への転換を推進します。

- 多様なニーズに対応した売れる仕組みづくり

マーケットニーズの視点を基本に生産・販売を推進するとともに、「健康」や「安全・安心」に着目した新たな商品価値の創出や食の安全・安心に対する全国有数の産地を構築し、みやざきブランド力の向上を図ります。

また、長距離輸送に対応した効率的な物流体制の構築を進めるとともに、東アジアに軸足を置きつつ北米やE U等への農畜産物等の輸出促進に取り組みます。

2 環境に優しく気候変動に負けない農業の展開

- 環境負荷の低減による持続的な生産環境の確保

家畜排せつ物から生産される堆肥の利用拡大や土壌診断に基づいた土づくり、適正施肥、化学農薬に頼らない防除など、環境負荷の低減につながる技術を開発するとともに、温暖化に適応した品種の育成や安定生産技術の確立を推進します。

3 連携と交流による農村地域の再生

- 多様な連携と交流で築く活力ある農村地域の創造

地域特産物など農村地域が有する地域資源を核に、他産業等との多様な連携や参入を促進し、農村地域における6次産業化や農商工連携の取組拡大、グリーンツーリズムなど都市と農村の交流促進による農村地域の活性化を進めます。

また、中山間地域では立地条件を生かした農業生産の振興を図るとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組や鳥獣被害対策の推進、県民理解の醸成、地域資源など地域が持つ魅力の情報発信を推進します。

4 責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立

○ 農業セーフティネットの充実強化

農業経営安定のために、経営負担軽減のための金融支援や、収入保険制度などの経営・価格安定制度の活用に取り組みます。

また、近年の様々な災害発生の影響を最小限にするため、農地・農業用施設の防災対策等により、災害に強い農業・農村づくりを推進するとともに、家畜防疫体制の強化による安全な畜産モデル産地の構築を進めていきます。

○ 食の安全・安心と消費者の信頼確保の推進

残留農薬分析や農畜産物の生産段階、製造・加工段階におけるリスク管理の取組を強化するとともに、食品表示制度の普及啓発、監視体制を強化し、食の安全・安心確保に向けた取組を進めています。

また、産地や教育機関、民間企業、団体並びにNPO法人等との協働による食育・地産地消運動を推進するとともに、農業・農村の役割や貢献度等について情報発信し、「食」と「農」の結びつきの強化と県民理解の醸成に取り組みます。

施策の柱

C-2-(2) 持続可能な森林・林業の振興

将来予測と課題

- 本県の森林資源は、スギを中心に充実してきており、林道等の生産基盤の整備が進んでいることから、今後ますます素材生産量は増大するものと予想されます。一方、森林資源齢級構成は8齢級以上が72%と偏った構成となっていることから、今後、急激に大径材が増加していくものと見込まれます。
- このような中、グローバル化の進展に伴う輸入材との競争、また、将来的には人口減少に伴う住宅着工戸数の減少等により厳しい森林経営が予想され、担い手の減少、植栽未済地や管理の行き届かない森林の増加が懸念されます。
- また、中山間地域においては、地域の担い手の減少に加え、耕作放棄地や鳥獣被害の増加等が集落の維持や森林経営の意欲を失わせる要因となり、地域活力の低下につながることが懸念されます。
- このため、森林施業の集約化や、効果的な路網配置、高性能林業機械の活用等による合理的で安定した森林経営の確保、大径材にも対応した木材の生産・加工・流通体制の整備による低コスト安定供給システムの構築、県産材の需要拡大等を推進し、林業・木材産業の成長産業化、地域経済の活性化を図る必要があります。
また、資源を循環して林業・木材産業を持続的に発展させるためには、成熟した森林資源の伐採・活用・再造林による「森林の若返り」を図るとともに、木質バイオマス資源を有効利用した新たなビジネス展開など森林・林業の価値を高めることが重要です。

目標と将来像

- 森林資源の循環システムが確立し、森林の持つ多面的機能が持続的に發揮されることとともに、森林から生み出される資源が無駄なく有効に活用され、林業の成長産業化が実現された社会
- 効率的な施業や生産基盤の整備が進み、木材、特用林産物等の生産性の向上や就労環境の改善が図られ、安定した所得と担い手が確保された魅力ある林業と山村
- 木材の加工・流通の合理化が図られ、品質・性能が確かな製材品等の安定的供給及び木材のエネルギー利用など多様な分野での利用促進に貢献できる木材産業の成長産業化が実現された社会

基本方針

1 人と環境を支える多様で豊かな森林づくり

- 多面的機能を發揮する健全で多様な森林づくりの推進

再生可能な資源としての森林づくりはもとより、自然条件や森林の機能に応じた整備・保全を推進し、人が自然とふれあい、多様な動植物が生息・生育できる生物多様性に配慮した森林づくりを進めます。

- 適正な森林管理の推進

適正な森林管理の推進や高齢級人工林の伐採・活用・再造林による「森林の若返り」を進め、森林資源の循環利用を図るとともに、森林情報の的確な把握、公的関与による森林管理に取り組みます。

○ 安全・安心な森林づくりの推進

保安林制度等の適正な運用に努めるとともに、治山事業の実施と森林の適正な管理に加え、林野火災対策や森林病虫害、獣害等の被害防止対策、巨樹等の保全活動など安全・安心な森林づくりを推進します。

2 循環型の力強い林業・木材産業づくり

○ 環境や社会経済に配慮した効率的な森林経営の推進

施業の集約化や自然条件を考慮した計画的な路網整備等による効率的な森林経営を進めるとともに、森林の二酸化炭素吸収・固定機能や木材のエネルギー利用などを通して、再生産可能な資源の循環利用システムの確立等に向けた取組を進めます。

○ 合理的な原木供給体制の整備

施業の集約化や林業事業体の協業化等により素材生産の更なる効率化、コスト化を図るとともに、原木需給量の調整や今後増加する大径材にも対応した伐採・搬出等、合理的で安定的な原木供給体制の整備を推進します。

○ 競争力のある木材産業の構築

製材品の加工・流通体制の更なる効率化・合理化に加え、大径材を梁や桁、板材はもとよりCLTなど新たな需要につなげる取組、林地残材の効率的な収集・運搬方法の確立や加工体制の整備を通じた未利用木質バイオマス産業の創出等により、競争力のある木材産業の構築を推進します。

○ 県産材の需要拡大の推進

木材・住宅業界の連携によるスギ大径材を活用した家づくりや、公共施設等の木造化・木質化、更には化石燃料の代替としての木質バイオマスのエネルギー利用促進などを通じて、県産材の需要拡大を推進します。

○ 特用林産の振興

生産体制の強化や品質の向上と併せて、安全・安心な商品づくりのためのトレーサビリティの定着やブランド産地づくり、獣虫害防止対策などを進め、生産量の増大と販路の拡大を図り、林家収入の向上に努めます。

○ 未来を拓く新たな技術開発・普及指導

产学研官連携による現場ニーズを踏まえた研究開発はもとより、新たな分野との連携や、高度な技術開発・普及指導体制の整備を推進します。

3 森林・林業・木材産業を担う山村・人づくり

○ 山村地域の活性化

定住基盤の整備や鳥獣被害防止対策の推進など、安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、地域資源を活用した商品づくりや新たな視点から森林に経済的価値を与えるなど、市町村と連携して山村の活性化を図ります。

○ 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

地域林業のリーダーとなる担い手や意欲ある林業事業体、木材産業をリードする担い手を育成するとともに、移住者やUターン者などの新たな担い手の確保・育成や林業事業体の就労環境の改善にも努めます。

○ 森林づくり応援団の育成

森林環境税等を活用して、次代を担う子どもたちを対象にした森林環境教育や「木育」の実践に取り組むとともに、県民やボランティア団体、企業など多様な主体が参画した森林づくり活動を支援します。

施策の柱 C-2-(3) 水産業の振興

1. 水産資源の適切な利用管理

- 水産資源の減少や魚価の低迷により収入が減少する中で、燃料など生産コストの増大傾向が続いていること、漁業経営はなお一層厳しさを増すことが懸念されます。また、TPP協定に代表される新たな国際環境下でも、安定した収益を確保できる経営体を育成していく必要があります。
- カツオ・マグロ類やニホンウナギについては、国際的に資源管理の機運が高まっていること、科学的・効果的な資源評価や管理方法など国際水準の資源管理に対応していく必要があります。
- 漁業経営体や漁業就業者の減少がこのまま進むこととなれば、水産物の安定供給はもとより、漁村地域の衰退につながることも懸念されます。
- 漁協や系統団体においても現在の態勢を維持することが困難な状況となっており、組合事業の将来を見据えた体制づくりが喫緊の課題となっています。
- このため、操業の効率化、魚価向上や付加価値向上の取組を加速し、収益性の向上を図るとともに、これらの取組を通じ、漁村地域や漁協等が一体となって担い手の確保・育成を進め、本県漁業を支える必要があります。

2. 目指す持続可能な漁業

- 適切な資源管理等によって、資源回復の兆しが見えるとともに、コスト削減や魚価アップ等により、儲かる産業として再生している水産業
- 漁業後継者あるいは新規参入者によって経営が継承されるとともに、生産基盤施設の機能保全並びに地域を支える人々の活動等により活性化している漁村・地域

3. 基本的方向性

1 地域を担う漁業経営体づくり

○ 漁業の抜本的な収益性の向上

これまでの漁業経営の安定化や収益性向上の取組を加速し、これらの取組から得られる厳しい環境下にも耐えうる漁業モデルの普及促進を強力に進めるほか、ICTを活用した漁業モデルの開発等新たな取組も積極的に行うとともに、系統団体や水産物流通関係者による販売力の強化により、持続可能な宮崎の漁業を再構築します。

○ 漁業の起業や転換の支援体制の構築

漁業は計画生産が困難であり、意欲の高い漁業者や新規就業者による起業や漁法転換が進まないため、これらの取組への支援を関係機関や団体が一体となって強力に推し進めることにより、次代の宮崎を担う漁業経営体をつくります。

2 水産資源の適切な利用管理

○ 水産資源の回復と適切な利用管理

資源水準の高い魚種については、マーケットのニーズに対応するための生産、販売などの行政施策の最適化などにより、積極的な利用を促進し所得の向上を図ります。

また、引き続き水産資源の科学的・客観的な評価に基づく資源管理を推進するとともに、世界的な資源管理への動きに対応し、持続的な水産業の構築や生産者としての責任ある取組を推進します。

○ 水域環境の保全と環境変化への対応

漁業者の環境に配慮した漁業生産活動や内水面の生態系保全活動への取組を推進・強化するとともに、これらの活動を広く周知し、県民への理解促進を図ります。

3 漁港施設等の防災対策の強化と機能の保全

○ 漁港の防災・安全対策の強化

南海トラフ巨大地震などの大規模災害による被害を軽減するため、漁港施設の機能強化や海岸保全施設の地震津波対策などの漁村地域の防災・安全対策を強化します。

○ 漁港・漁村の多面的機能の保全強化

漁業の生産基盤としての漁港機能の保全や作業環境の向上対策のほか、遊漁船対策や、水産物の安全・安心のための高度衛生化による機能強化を図るとともに、漁村環境の整備や水産業への理解促進の取組を推進します。

4 アジア等への輸出促進

成長著しいアジアや、人口増を背景に今後も安定した市場拡大が見込める米国等の世界市場をターゲットに、意欲ある県内企業や関係団体と連携し、香港事務所をはじめとする海外拠点機能を活用しながら、農水産物や加工食品を中心とした県産品の輸出力強化と販路開拓・拡大に努めます。

施策の柱 C-4-(1) 観光の振興

1 将来予測と課題

- 本格化する人口減少社会の中にあって、宮崎が活力を維持していくためには、県内外との交流拡大や本県が有している地域資源を産業の枠を超えて活用する取組が重要であり、観光もそれらの動きと積極的に連携を図っていくことが必要となります。
- 少子高齢化の進行や環境への意識の高まり、モノからコト体験への需要の変化等、社会情勢等に応じて多様化する観光ニーズへの的確な対応が必要となります。
- 東九州自動車道、九州中央自動車道の整備などにより、観光ルートの広域化が進むと考えられることから、県境を越えた連携がますます重要となります。
- アジアの人口拡大や経済発展に伴う海外旅行人口の大幅な増加が見込まれることから、アジアからの誘客への一層の取組が必要となります。

2 目指す将来像

宮崎ならではの観光ブランドが確立されるとともに、常に新しい魅力を発信し活発な観光交流が行われる社会

3 基本的方向性

1 戰略的な観光地域づくりの推進

マーケティング分析などにより、観光客のニーズを的確に捉え、本県の強みを生かしながら、本県ならではの観光資源の開発、既存の観光資源の更なる磨き上げを行います。また、観光地域づくりに取り組む人材の育成を図るとともに、県民自らが県内各地の魅力を再発見し地域間の交流を促進する取組を進めます。さらに、国内外の旅行者に対する的確な情報の提供や快適な観光客受入環境を整備します。

2 「スポーツランドみやざき」の更なる展開

国際水準のスポーツの聖地みやざきへの進化を目指し、国内外のトップアスリート等のスポーツキャンプ・合宿の誘致・受入や国際スポーツイベントの開催など、「スポーツランドみやざき」のブランド力の更なる向上に取り組みます。また、スポーツ誘客による経済効果を県下全域に広げられるよう、「スポーツランドみやざき」の全県化・通年化・多種目化を積極的に推進します。

3 訪日外国人の誘客とMICE^{*19}誘致の推進

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を機に増加する外国人旅行者を本県に呼び込むため、本県の自然・神話・食・アクティビティなどの魅力を生かした誘客促進に取り組むとともに、外国人旅行者が安心して快適に観光を楽しめる環境整備づくりを進めます。

*19 MICE : P55 脚注 *7

また、県内全域に経済効果を波及させるよう、国際会議等のM I C E の誘致促進を図ります。

4 戦略的な誘致プロモーション活動の展開

ライフスタイルや旅行ニーズの変化に対応するとともに、増加している外国人観光客をはじめ、国内外のターゲットを明確にした効果的な誘致宣伝活動を行います。また、これまで以上に官民が連携するとともに、南九州や東九州、さらには九州一体となった取組を行います。

施策の柱

C-4-(2) 県境を越えた交流・連携の推進

1 将来予測と課題

- 人口減少や少子高齢化の進展の中でも、本県が活力のある地域であるためには、九州内や隣接県などと連携し、県境を越えた広域的な圏域の中での交流・連携を進め、地域の持つ資源や機能の有効活用を図ることが重要となってきます。
- 県民の生活や経済活動が県境を越えて拡大することにより、観光、情報、交通などの課題も広域化しており、これらをより効率的・効果的に解決していくために、行政だけでなく様々な主体が連携する取組の強化が求められています。

2 目指す将来像

- 観光をはじめ様々な分野において県境を越えた連携により活発な交流が行われる社会
- 県境を越える広域的な地域課題などに対して、様々な主体が交流・連携しながら解決に向けて取り組む社会

3 基本的方向性

1 県境を越えた観光誘客の推進

広域観光ルートの形成や観光情報の発信等に際して、東九州自動車道の延伸も含めた、南九州や東九州、さらには九州一体となった取組を行います。

2 県境を越えた地域づくり

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの世界ブランドを生かした取組や霧島ジオパークの世界認定を目指した取組など、N P O、企業等が県境を越えて交流・連携し、地域の資源や貴重な自然環境等を生かした広域の地域づくりを推進します。

また、広域化する課題に対して、市町村が県境を越えて連携し、解決を図るなど、地域の実情に応じた取組を推進します。

施策の柱 C-5-(1) 地域や企業を支える産業人財の育成・確保

1. 今後の課題

- 地域や本県産業の振興を図るために、若者の県内定着を促進し、宮崎の将来を担う産業人財を確保することが課題であり、「みやざきで暮らし、みやざきで働く」良さや県内企業の魅力の認知度の向上が重要となっています。
- また、女性、高齢者、外国人等の多様な人材が活躍できる環境を整備することが必要となっています。
- さらに、グローバル化やICTの進展、技術の高度化等に対応していくため、学校等における産業教育や就業後のスキルアップ等を図るほか、幅広い視野を持ち国際的な事業展開を担う人財の育成が一層必要となると考えられます。
- 産業別にみてみると、製造業では、新しい技術に対応し、自ら新しい事業や産業を作り出していける構造に変わっていくため、理工系の高度な教育を受けた人財や優秀な技能者の確保が重要です。
- また、建設産業など、ものづくり分野においても人手不足は深刻であり、技能労働者の育成・確保が必要となっています。

2. 目指す将来像

産業教育や就業後のスキルアップの機会が充実し、高い職業意識や意欲を持ち、能力を十分に発揮できる高度かつ多様な人財に支えられ、発展する地域産業

3. 基本的方向性

1 産学官連携による人財の育成

学校や地域において、「宮崎で働くこと」への理解や意識付け、県内企業を知る機会の提供を行うなど、地域に視点を置いたキャリア教育等を推進します。

また、特色ある人材育成プログラムを実施し、「宮崎で学ぶ場」の魅力向上に取り組む県内高等教育機関等と連携しながら、県内高校等からの県内進学率を向上させ、高等教育機関等卒業後の県内定着を促進します。

さらに、県内就職の促進や早期離職の抑制を目的として、学生に県内企業を知る機会を提供するインターンシップについて、受入プログラムの多様化や参加企業の拡大に取り組みます。

2 若者の県内定着化の促進による人財の確保

女性の就労継続や、高齢者、U I J ターン希望者及び外国人人材等の多様な人材が活躍できる労働環境づくりを推進し、県内企業の魅力向上を図ります。

また、温暖な気候や子育て環境の良さなど、宮崎で暮らすことの魅力そのものをPRするとともに、都市部在住者に対する移住・求人情報の提供や支援体制を整備し、県内へのU I J ターン就職を促進します。

さらに、県内企業の業務内容等を紹介する冊子や動画等の作成等を通じて、県内企業の魅力を発信するとともに、これらの情報が学生等に直接届く仕組みづくりを行います。

3 技術系人財の育成・確保

県内の工業系の高等学校や産業技術専門校において、本県のものづくり産業を支える基幹的な技能者を育成するとともに、県内企業への就職を促進します。

また、県内の地場企業が理工系の大学生等を技術者として確保できるよう、地元企業の紹介の場の提供など学生と企業との交流を深めるとともに、在籍する技術者の技術力向上のため、関係団体や産業支援機関等と連携して、各種研修の機会を提供します。

さらに、県外企業で活躍している現役の技術者のUターンを促進するとともに、大手企業OB等の技術系人財の導入等を進めます。

4 職業能力開発の推進

県内企業の人財ニーズを踏まえつつ、行政と民間が役割分担と連携の下、公共職業訓練や民間での職業訓練等を通じて、人手不足が生じている産業分野での人材確保、グローバル化及び新技術への対応を図るため、多様な職業能力開発の機会提供に努めます。

5 技能振興

技能水準の向上を図るため、技能検定制度の普及や各種表彰の実施、技能競技大会への参加促進等に努めます。

また、産業界や民間の職業能力開発機関等と連携して、若手技能者の育成・確保に努めるとともに、技能まつりの開催等を通じて、技能の重要性や魅力について県民の理解を促進するとともに、技能尊重気運の醸成を図ります。

施策の柱 C-5-(2) 就業支援と職場環境整備

1 将來の傾向と課題

- 少子高齢化が進行する中で、女性や高年齢者の労働参加が進み、働き方をめぐる環境が変化しており、働き方の見直しが求められています。
- 働く意欲のある人が、生き生きと働くことができるよう雇用・就業の機会を確保するとともに、個人個人が置かれている状況や能力、特性に応じた多様な働き方ができる環境の整備が必要です。

2 目指す将来像

雇用・就業機会が確保され、女性や高齢者、障がい者等、各人の事情に応じた多様な働き方ができる環境が整い、経済の活力が維持される社会

3 基本的方針性

1 地域における雇用・就業機会の確保

県内外での就職説明会の開催や宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターにおける就職情報の提供等により、県内求職者やU I Jターン希望者に対する就職支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、地域の特性を生かした雇用・就業機会の確保に努めます。

2 多様な就労ニーズに応じた就業支援

○ 若年者の就職と職業的自立への支援

若者向けの就職相談や、国をはじめとする関係機関と連携した若年無業者への支援などにより、若年者の就職と職業的自立を支援します。

また、就職した若年者の早期退職を防止するため、職場定着の向上に取り組みます。

○ 女性の就業支援

男女雇用機会均等法など関係法令の周知等により、女性の労働参加を支援するとともに、育児休業制度等の仕事と家庭の両立を支援する制度の普及啓発など、県内企業のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

○ 高年齢者の就業支援

高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、長年培ってきた経験や知識などを持つ高年齢者に対し、臨時の、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、今後一層の進展が見込まれる高齢化の状況を踏まえながら、高年齢者の雇用促進について県民や企業に対する啓発に努めます。

○ 障がい者の就業支援

障がい者の雇用について企業等の理解を深めるとともに、障がい者雇用の総合相談窓口である障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関の一層の連携により、障がい者の自立と社会参加を支援します。

3 働きやすい職場環境づくりの推進

労働に関する最新情報の提供や労働相談等を通じて労働条件向上のための啓発を行うとともに、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境づくりの推進を行ります。

施策の柱 C-5-(3) 交通・物流ネットワークの整備・充実

1 将来予測と課題

- 外国人観光客の増加や経済のグローバル化、高速道路の開通などにより国内外との交流が活発になる中、本県においても、円滑な人やモノの交流により、活力ある経済活動が展開されることが重要となります。
そのためには、広域的な経済活動を支える交通・物流ネットワークを維持し、整備を進めることができます。
- 今後、ますます厳しい財政状況が予想される中、経済交流等を支える交通基盤を整えていくためには、既存施設の活用を図るとともに、地域経済の活性化に向けて、選択と集中により効果的、効率的な投資を行う必要があります。

2 目指す将来像

必要な広域交通・物流ネットワークが整備され、地域の強みを生かした活発な経済活動や交流が行われる社会

3 基本的方向性

1 高速道路ネットワーク等の早期形成

本県産業の活性化や観光交流の拡大など地域経済の活性化はもとより、九州全体が発展するために不可欠となる高速道路・地域高規格道路の早期整備に向けて官民を挙げて取り組むとともに、広域的な交流・連携をサポートする国県道の整備を進めます。

2 県内拠点と高速道路を連絡するアクセス道路の整備推進

高速道路等の整備にあわせ、県内生産拠点や重要港湾等の物流拠点、主要観光地等と高速道路のインターチェンジ等とを連絡するアクセス道路の整備を推進し、県内外との物流効率化及び観光交流の一層の強化を図ります。

3 港湾の利便性向上と利用促進

地域産業の競争力を高めるため、既存施設を有効に活用しながら、荷役作業の効率化を図るため、港内静穏度の確保に必要な防波堤整備など港湾施設の機能強化に努めます。また、企業誘致やポートセールス活動等により、港湾の利用促進とアジアや関東、関西への航路拡充の取組を進めます。

4 陸・海・空の交通ネットワークの維持・充実

国内外との経済交流等の基盤となる陸上・海上・航空ネットワークの維持・充実に努めます。

5 物流網の維持と効率化

人手不足が深刻化する中で物流網を維持するとともに、貨物の集約化や下り荷の確保などにより、物流の効率化を推進します。

